
大阪府子どもの未来応援ネットワークモデル事業

平成30年7月

門真市

もくじ

1	子どもの未来応援ネットワークモデル事業の概要	
(1)	事業の目的	1
(2)	期待される効果	1
(3)	モデル事業の体制(大阪府・門真市)	1
2	門真市においての実施状況	
(1)	事業の概要	3
(2)	事業の対象者	3
(3)	モデル事業における支援フロー及び体制	4
(4)	個人情報取扱いについて	8
(5)	応援団員等の養成	9
(6)	事業を実施する中での課題と対応	17
(7)	事業成果と今後に向けて	22
3	学識経験者による全体評価	26
4	各事例	
(1)	地域の動き	29
(2)	各事例	30
	【参考資料】	
	・子どもの未来応援ネットワークモデル事業	44
	・門真市子どもの未来応援ネットワーク事業実施要綱	45
	・門真市個人情報保護条例（抜粋）	47
	・門真市個人情報保護条例施行規則（抜粋）	48
	・「子どもの未来応援団員養成研修」資料	49
	・「子どもの未来応援団員スキルアップ研修」資料	54
	・門真市子どもの未来応援ネットワーク事業情報誌 vol. 1	67
	・門真市子どもの未来応援ネットワーク事業情報誌 vol. 2	71

1 子どもの未来応援ネットワークモデル事業の概要

(1) 事業の目的

平成28年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査*」において、困窮しているにも関わらず、就学援助を受けたことがない世帯等が一定数いることが明らかになった。

こうした世帯を早い段階で発見し、必要な支援が行き渡るよう、発見から支援の実施、見守りまでをトータルでサポートするため、大阪府と門真市が協働し、「子どもの未来応援ネットワークモデル事業（以下、「モデル事業」という。）」を実施した。

モデル事業においては、地域住民や地域活動団体に「子どもの未来応援団員」として関わっていただき、そのことにより、広く地域の方の子どもへの関心を高め、支援活動等を活発化させ、子どもの健全育成を担う地域力の底上げを図った。

* 子どもの生活に関する実態調査

【目的】子どもや家庭に対する効果的な子どもの貧困対策を検討

【概要】門真市など府内13市町と連携し、府全域を対象（※）に実施

※小学5年生及び中学2年生とその保護者

（回収率 62.3% 約5万世帯から回答）

【主な結果】

- ・ 困窮度Ⅰ（一人あたりに換算した年収127.5万円未満）の世帯で就学援助、児童扶養手当を受けたことがない世帯が各々約1割
- ・ 放課後ひとりでいる子どもは約2割
- ・ 保護者の公的な相談機関への相談が低い など

(2) 期待される効果

地域人材の関わりにより、地域の子どもの関心が高まり、支援の必要な子どもや保護者の発見を容易にし、また、見守る風土が構築される。

また、マンパワーの増加により、相談に来られない家庭の発見が可能となる。

(3) モデル事業の体制（大阪府・門真市）

地域で発生する課題等への対応を検討する「大阪府子どもの未来応援ネットワークモデル事業ワーキンググループ」の他、「市町村子どもの未来応援ネットワーク推進検討会議」として、市町村との情報共有、個別事例の意見交換を図り、「取組事例研究会」として、地域での実践的取組に積極的な市町村との勉強会を設置した。また、ノウハウや課題を蓄積するため、試行的に実施する場として門真市において事業実施を行った。

<体制>

大阪府

子どもの未来応援ネットワークモデル事業ワーキンググループ（府WG）

メンバー：大阪府福祉部・健康医療部・教育庁・子ども家庭センター、学識経験者
モデル事業にあたっての課題抽出・検討・委託市への助言など

市町村子どもの未来応援ネットワーク推進検討会議（市町村推進検討会議）

メンバー：大阪府、府内市町村、学識経験者
モデル事業の情報共有、個別事例についての意見交換など

取組事例研究会

メンバー：大阪府、大阪市、堺市、豊中市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、泉佐野市、大東市、和泉市、箕面市、門真市、東大阪市、能勢町、学識経験者
モデル事業及び他市町村の取組における課題解決の検討を深める



委託



報告書の提供（事業実施及びそれによるノウハウ・課題の抽出）

門真市

門真市子どもの貧困対策検討委員会

メンバー：こども政策課長（委員長）、企画課長（副委員長）、地域政策課長、人権女性政策課長、福祉政策課長、健康増進課長、保護総務課長、子育て支援課長、こども発達支援センター長、教育委員会事務局学校教育課長、教育委員会事務局社会教育課長

関係者会議での課題についての調整

地域での実践（P44「子どもの未来応援ネットワークモデル事業」参照）

- ・ 地域人材の活用
- ・ 課題のある子どもの発見→関係者会議による調整(※)→支援体制へのつなぎ→見守り
(※)当初は関係者会議において課題抽出・整理を実施していたが、適時適切な支援を実施する必要があるため、週1回、チームスクールソーシャルワーカーが参加してのケース会議を実施。
関係者会議は、困難ケースの他、地域における支援体制づくりを検討。

平成29年8月8日に「第1回子どもの未来応援ネットワークモデル事業ワーキンググループ」会議を開催し、大阪府福祉部子ども室子育て支援課、門真市こども部、保健福祉部、教育委員会事務局及び学識経験者が集い、上記のモデル事業の体制及び事業の進め方について情報共有を行った。

2 門真市においての実施状況

(1) 事業の概要

支援の必要な子どもやその保護者に寄り添い、地域力も活用しながら支援する「子どもの未来応援ネットワーク事業」を平成29年10月から実施し、支援を必要とする子どもおよび保護者の発見から支援の実施、見守りまでをトータルでサポートする支援体制の構築を行った。

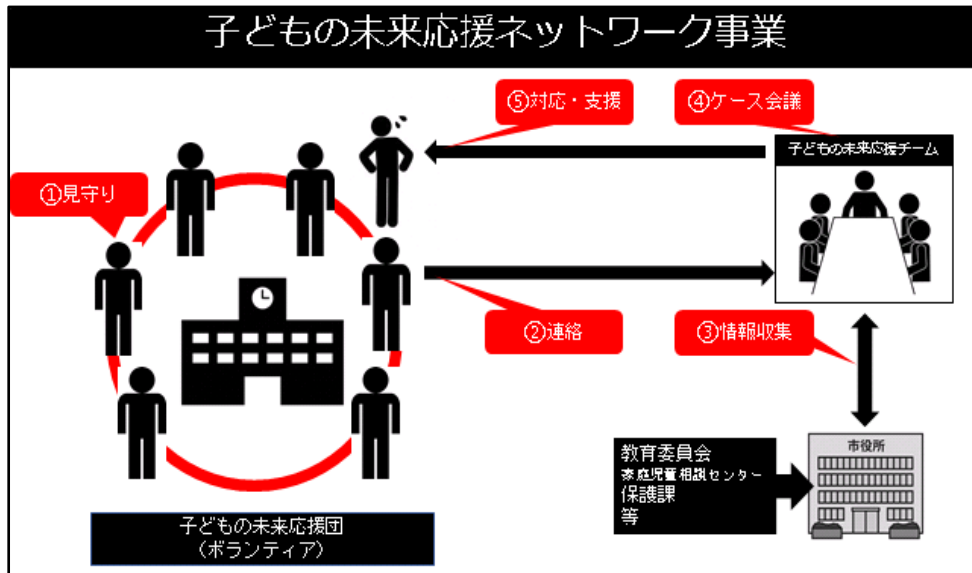


図1：モデル事業の流れ

(2) 事業の対象者

本事業の対象者は、未成年と定め、幅広い層に対して支援を行うことを想定している。対応するケースに関しては、学校（市教育委員会）及び虐待事案等を取り扱う市家庭児童相談センターと調整し、図2のような棲み分けを行い、事業を進めている。

しかし、ケースは図のように棲み分けが明確にできないことも多いことから、先にケース着手している部署が主導権を持ち、「子どもの未来応援チーム」に支援を求め、協同してケース対応にあたることもある。

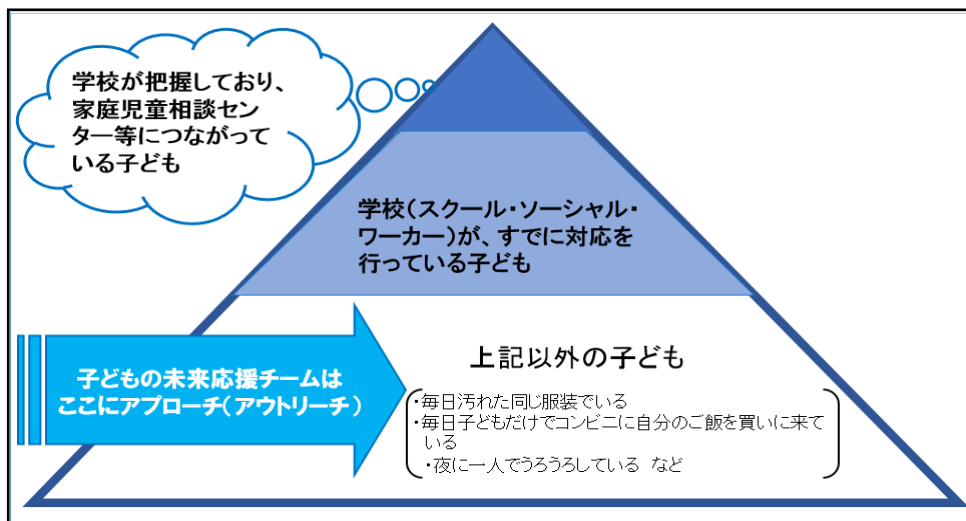


図2：モデル事業で対象とする子ども

(3) モデル事業における支援フロー及び体制

① 支援フロー

➤ 子ども・保護者の発見

- ・子どもの未来応援団員や地域・学校から子どもの未来応援チームへの連絡

➤ 相談のあったケースの状況確認（ケース会議）

- ・市保護課や家庭児童相談センターなど関係各所への確認
- ・関係各所において既に対応している場合は、情報提供を行い、関係各所が対応。ただし、既に対応している関係各所より要請があった場合は、共同してケースに対応を行う。

例) 要保護児童であるケース

①家庭児童相談センターへ情報提供

②ケースの対応について協議

③家庭児童相談センターから一部（登校支援等）について協力依頼があれば共同して対応を行う。

- ・関係各所において未着手の場合は、本事業において対応

➤ 関係者会議での課題整理

- ・中学校区単位で月1回（平成30年4月まで）

構成員：子どもの未来応援コーディネーター、子どもの未来応援推進員、
チームスクールソーシャルワーカー、市こども政策課、
学識経験者

必要に応じてコミュニティソーシャルワーカーが参加

役割：困難ケースに対する課題整理

- ・全学識経験者が集い月1回（平成30年6月から）

構成員：子どもの未来応援コーディネーター、子どもの未来応援推進員、
チームスクールソーシャルワーカー、市こども政策課、全学識
経験者、コミュニティソーシャルワーカー

役割：事業の方向性及び支援のつなぎ先の検討

○ケース会議の開催

当初は関係者会議において課題抽出・整理を実施していたが、適時適切な支援を実施する必要があるため、週1回、ケース会議を開催

構成員：子どもの未来応援コーディネーター、子どもの未来応援推進員、
チームスクールソーシャルワーカー、市こども政策課

役割：連絡のあったケースの対応の方向性の確認・着手・報告・終了

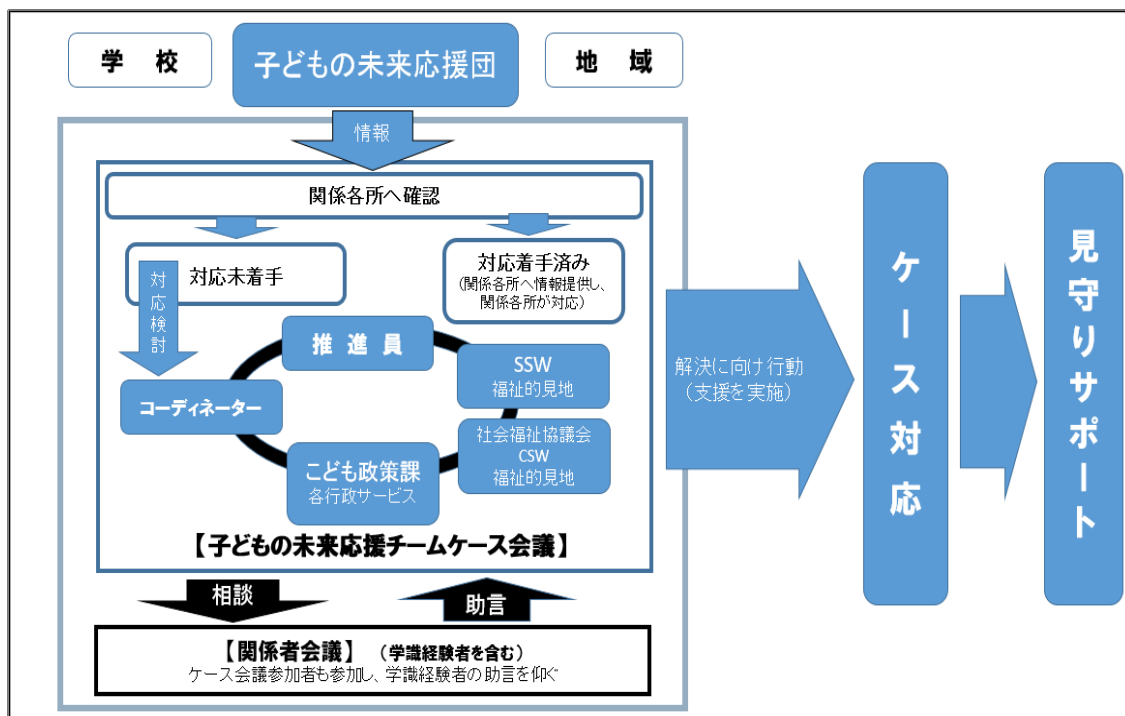


図3：モデル事業のケースフロー

② 体制

・「子どもの未来応援チーム」

子どもの貧困対策専門チームとして、市役所庁舎内に設置した。

構成	人数	役割
子どもの未来応援 コーディネーター (以下、「コーディネーター」という。)	1人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長OB 市特別職非常勤 (週4日) ・ ケースへの助言及び支援をコーディネート ・ 各会議の開催
子どもの未来応援 推進員 (以下、「推進員」という。)	12人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員等OB 市特別職非常勤 (週2日～3日) ・ 1中学校校区に2名配置。 ・ 「子どもの未来応援団員」等からの情報を基に 関係機関から情報収集し確認を行う。 ・ ケース会議の結果に従い、ケースの対応を行う。 ・ 必要に応じて伴走型支援を行う。
チームスクールソ ーシャルワーカー (以下、「チームSSW」という。)	2人	<ul style="list-style-type: none"> ・ (週1日) ・ 子どもの未来応援チームが行うケース会議において、福祉的視点での助言を行う。
こども政策課	1人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政的視点での助言及び行政関係機関とのコーディネート 事業の進捗管理

※ケース内容に応じて、市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー (以下、「CSW」という。) がケース会議に参加する。

- ・子どもの未来応援団員（以下、「応援団員」という。）

地域の様々な人材が「子どもの未来応援団員養成研修」を受講し、子どもの生活や子どもの貧困に関する一定の知識や個人情報やソーシャルワーク等の共通の認識を持ってもらうことで、日常生活の中で子どもの見守りを実施する。

また、見守りの中で気になる子ども及び保護者を発見した場合は「子どもの未来応援チーム」へ連絡することを役割とする。

中学校区	登録者数
第二中	103
第三中	182
第四中	128
第五中	164
第七中	107
はすはな中	147
企業等	109
その他・市職員	98
合計	1,038



子どもの未来応援団員の証

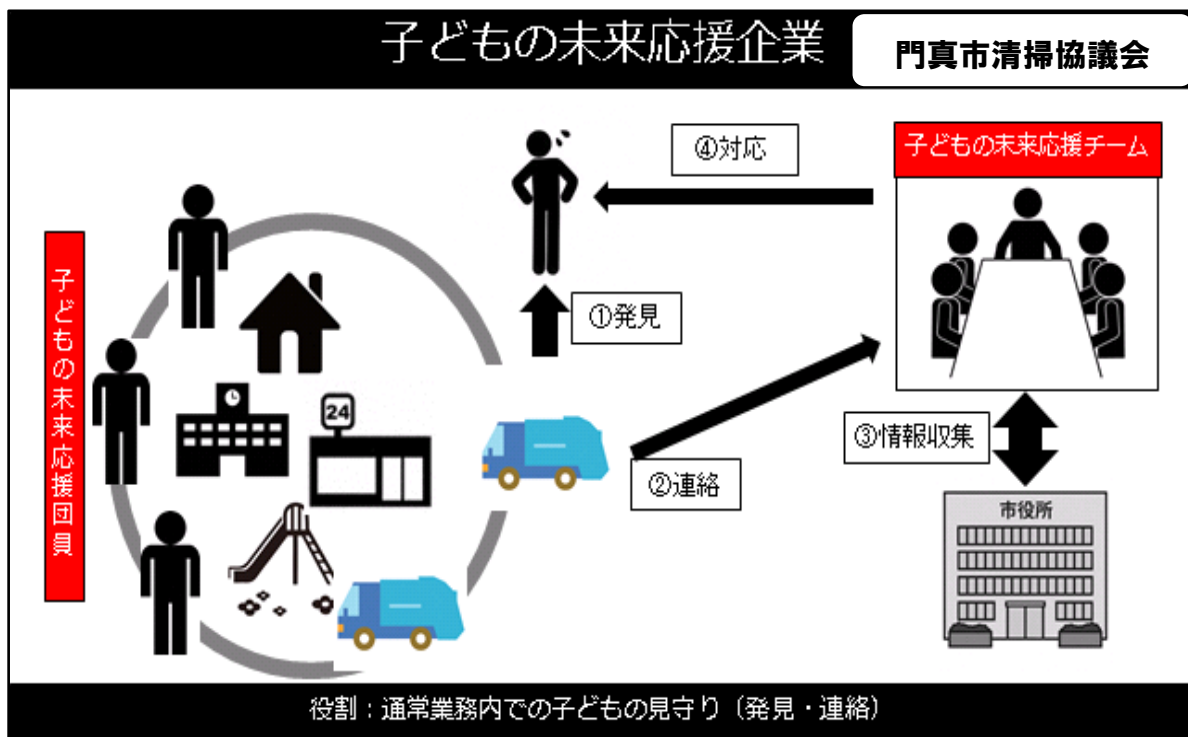
（平成30年7月31日現在）

平成30年7月31日現在の対応ケース数は72件である。

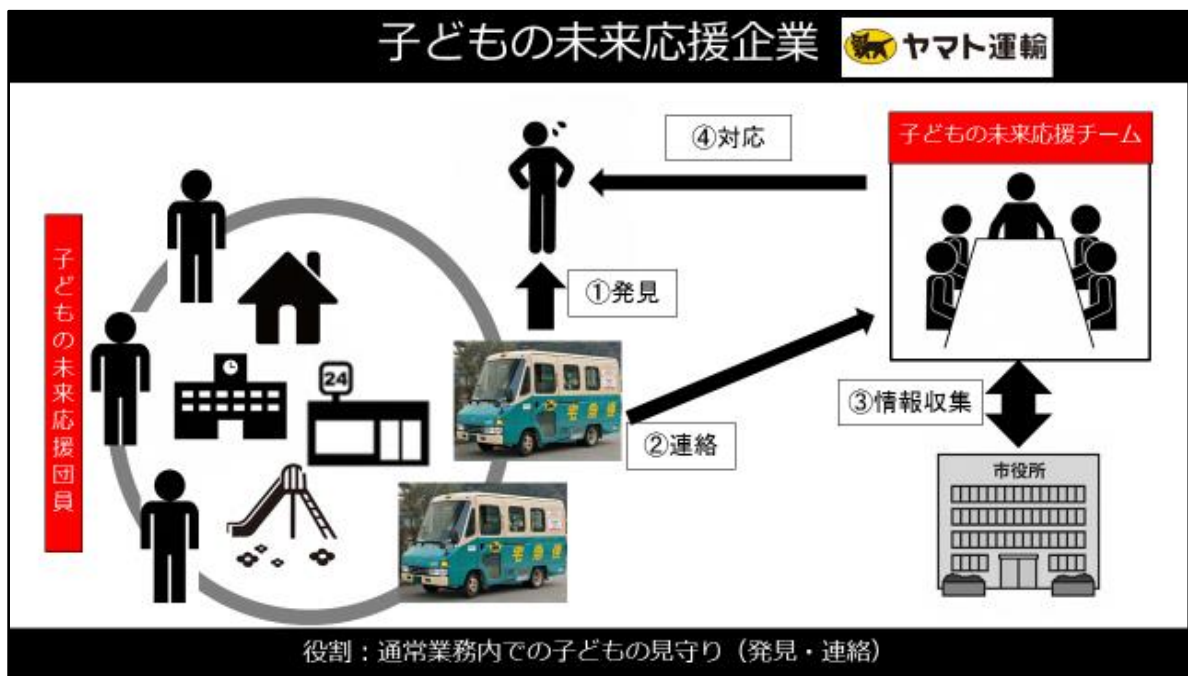
（内訳）応援団員27件、学校40件、その他5件

また、本事業の趣旨にご賛同いただいた企業も「応援団員」に登録いただき、日常業務において、子どもの見守りを行っていただいている。

企業団体名	登録年月日
大日運輸(株)	平成30年2月16日
(株)出雲	平成30年2月16日
門真市清掃協議会	平成30年6月6日
ヤマト運輸(株)	平成30年6月4、11、12、15日
千成ヤクルト販売(株)	平成30年7月11日



参考：門真市清掃協議会フロー図



参考：ヤマト運輸(株)フロー図

(4) 個人情報の取扱いについて

① 守秘義務について

- ・コーディネーター及び推進員の身分は、地方公務員法第3条第3項第3号で定める特別職非常勤であり、採用に際し、身分取扱書で守秘義務を課している。

○地方公務員法

第3条 略

2 略

3 特別職は、次に掲げる職とする。

一～二の二 略

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四～六 略

- ・チームSSW及びCSWについては、誓約書により守秘義務を課している。

② 関係機関との間の情報共有について

門真市個人情報保護条例第8条第1項ただし書の規定により、市教育委員会事務局が保有している個人情報については、本事業の推進に不可欠な情報であるため、同条例施行規則第3条の規定により教育委員会事務局から市長部局へ情報提供が可能となるよう「外部提供」の手続きを行った。

また、市長部局間に関しては、同条例第6条第1項・第2項の規定により、届け出をされた個人情報取扱事務届出書に、本事業の適正かつ円滑な事務を遂行するため等の記載のあるものについて、情報の提供を受けている。

(P47～48「門真市個人情報保護条例」・「門真市個人情報保護条例施行規則(抜粋)」参照)

③ 「門真市要保護児童連絡調整会議実務者会議」への参加について

本事業を推進していくうえで市家庭児童相談センターは情報の共有及び共同支援の実施等で密接に関係することから事業実施当初から連携を行ってきたところである。

また、平成30年4月より門真市要保護児童連絡調整会議設置要綱第8条の規定に基づき、こども政策課は同会議実務者会議に出席し、会議の場において全ケースの把握及び支援の検討に携わっている。

これにより、同実務者会議構成員との情報共有を含め、連携を深められるようになった。

(5) 応援団員等の養成

① 「子どもの未来応援団員」養成研修

支援の必要な子どもがもれなく救われるようセーフティットを強化するため「応援団員」を養成する。

「応援団員」は登録制であり、登録を行うにあたっては養成研修を受講していただく必要がある。

養成研修を受講者し、登録された方は「子どもの未来応援団員の証」が配布される。

養成研修では、門真市の現状、事業の概要、個人情報の取り扱い及び子どもへの傾聴姿勢等について学び、実際の見守り活動へと活かしていただく。

平成30年7月31日時点で1,038名の登録があり、当初の目標である600名を大きく上回り、子どもに対する市民の関心の高さが窺える。

今後は、一定の登録者数を確保できたことから、応援団員の見守りに関するスキルアップ及び連携を行えるよう進め、更なる見守り活動の推進を行っていく。

養成研修の実施方法としては、事業開始当初は、会場と日時を定めて市広報紙や市ホームページで周知を行っていたが、情報が十分に市民に行き渡らないこと、会場までの移動の困難さなどから受講者数が伸び悩んでいた。

この状況に対して、「市民に来てもらう」方法から「職員から出向く」方法へと軌道修正し、出張研修の実施へと変更した。

出張研修の広報としては、養成研修の資料に添付し応援団員登録者から地域へ情報を拡散したり、市ホームページ等に掲載し周知を行った。

また、出張研修の開催には参加者数を一定数満たす必要がある要件を付していたが、人数に関係なく柔軟に対応することで、利用が増加することとなった。

これにより、企業からも出張研修の依頼があり、多忙な民間企業とスムーズな連携を行える要因となった。

研修内容についても回を追うたびに内容を改善し、短時間で市民に伝わりやすい内容へと変更を行っていった。

具体的には、パワーポイントを使用し、文字よりイラストで訴える資料としたことや、個人情報保護条例に抵触しない範囲でのケース事例を示すことなどで、受講者の関心と理解を得るよう努めた。

また、応援団員へ事業の進捗状況であったり、対応ケース及び各校区の活動を情報共有する目的で、全応援団員に向けて情報誌を発送した。

(P67～74)

門真市子どもの未来応援ネットワーク事業 キックオフ大会

本事業の立ち上げにあたり、事業開始を広く周知するとともに、多くの市民の皆様からご協力をいただけるよう、キックオフ大会を開催した。

実施日時：平成29年9月29日 金曜日 午後6時15分～午後7時30分

会場：門真市立門真はすはな中学校 体育館

対象：門真市民・在勤

内容：1、開会

- | | | |
|-----------------|------|----------|
| 2、主催者あいさつ | 宮本一孝 | 門真市長 |
| 3、来賓挨拶 | 松井一郎 | 大阪府知事 |
| 4、記念講演 | 山野則子 | 大阪府立大学教授 |
| 5、キックオフ（頑張ろう）宣言 | | |

参加者：約470名



9月29日キックオフ大会 当日の様子

② 「子どもの未来応援団員」養成研修の実績

・第1回 子どもの未来応援団員養成研修

実施日時：平成29年9月5日 火曜日 午後2時～
 会場：門真市保健福祉センター 4階 会議室
 内容：1、開催挨拶
 2、モデル事業について こども政策課職員
 3、研修 桃山学院大学 酒井滋子 講師
 (P49～53)「子どもの未来応援団員養成研修」資料 参照
 登録者：76名

・第2回～第6回の実施状況

回	開催日	会場	研修名	登録者数 (人)
2	平成29年9月27日	市民プラザ	第2回養成研修	73
3	平成29年11月20日	保健福祉センター	第3回養成研修	43
4	平成29年11月22日	文化会館等	第4回養成研修等	105
5	平成29年12月5日	市民プラザ	第5回養成研修	24
16	平成30年1月24日	市庁舎別館	第6回養成研修	8

・出張研修の実施状況

回	開催日	会場	研修名	登録者数 (人)
6	平成29年12月6日	ルミエールホール	保護司研修会	25
7	平成29年12月8日	南部市民センター	民生委員・児童委員研修会	95
8	平成29年12月21日	シルバー人材センター	会員研修	15
9	平成29年12月22日	シルバー人材センター	会員研修	17
10	平成29年12月25日	速見小学校体育館	三中校区子どもの未来応援クリスマス会	36
11	平成30年1月13日	済堂自治会館	済堂自治会研修会	24
12	平成30年1月18日	砂子小学校児童クラブ	放課後児童クラブ研修会	6
13	平成30年1月22日	脇田小学校児童クラブ	放課後児童クラブ研修会	19
14	平成30年1月23日	シルバー人材センター	会員研修	20
15	平成30年1月24日	シルバー人材センター	会員研修	39
17	平成30年2月5日	みらい小学校児童クラブ	放課後児童クラブ研修会	11
18	平成30年2月10日	市内飲食店	四中PTA OB研修会	8
19	平成30年2月16日	大日運輸株式会社	大日運輸(株)研修会	17
20	平成30年2月21日	文化会館	浴場組合研修会	9
21	平成30年2月24日	脇田保育園	脇田保育園研修会	15
22	平成30年3月28日	松心会館	門真地区警察官友の会	7
23	平成30年4月3日	シルバー人材センター	会員研修	27

24	平成30年4月22日	第五中学校	第五中学校区地域会議	27
25	平成30年5月10日	二島小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ研修会	3
26	平成30年5月15日	五月田小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ研修会	6
27	平成30年5月19日	柳町園	柳町園・古川園研修会	65
28	平成30年5月21日	子どもの未来応援チーム室	門真地区警察官友の会	4
29	平成30年6月4日	ヤマト運輸(株)門真南支店	ヤマト運輸(株)研修会	14
30	平成30年6月5日	おかず食堂	おかず食堂研修会	1
31	平成30年6月6日	辰巳環境開発(株)	門真市清掃協議会研修会	36
32	平成30年6月7日	門真市立図書館	傾聴ボランティア ことの葉会研修	7
33	平成30年6月11日	ヤマト運輸(株)門真南支店	ヤマト運輸(株)研修会	4
34	平成30年6月12日	ヤマト運輸(株)門真支店	ヤマト運輸(株)研修会	23
35	平成30年6月12日	うちこし保育園	うちこし保育園研修会	18
36	平成30年6月15日	ヤマト運輸(株)門真支店	ヤマト運輸(株)研修会	11
37	平成30年6月15日	大和田小学校	大和田小校区 青少年育成協議会研修	4
38	平成30年6月19日	門真小放課後児童クラブ	放課後児童クラブ研修会	9
39	平成30年6月19日	きたじま保育園	きたじま保育園研修会	17
40	平成30年6月29日	三養苑	四宮小学校区研修会	11
41	平成30年7月2日	脇田小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ研修会	2
42	平成30年7月4日	東小学校放課後児童クラブ	放課後児童クラブ研修会	30
43	平成30年7月11日	千成ヤクルト販売(株) 大橋センター	千成ヤクルト販売(株) 研修会	14
44	平成30年7月18日	第三中学校区地域会議事務 所	キッズサポーター研修会	8
45	平成30年7月26日	放課後児童クラブ	放課後児童クラブ研修会	5
合計				1,038人



千成ヤクルト販売(株)大橋センターでの応援団員養成研修の様子

③ スキルアップ研修

これまでの研修後に、随時、「推進員」から「応援団員」へ情報収集のための電話連絡を行っている中で、次のような意見が多数出されていた。

◆「応援団員」からの意見

- 見守りの具体的な方法がわからない。
- 周りの誰が「応援団員」に登録しているかわからず、相談や情報の共有ができないため、活動しにくい。
- 「応援団員」が交流を持つ場が必要ではないか。

これらの声を受け、「応援団員」を対象とした見守りのスキルアップ及び交流の場として、平成30年2月2日に「子どもの未来応援団員スキルアップ研修」を実施した。

◆子どもの未来応援団員スキルアップ研修 概要

実施日時：平成30年2月2日 金曜日 午前10時～11時30分
会場：門真市保健福祉センター 3階 多目的室
対象：応援団員
内容：1、事業進捗説明 こども政策課職員
2、講演 大阪人間科学大学 山中徹二 助教
(P54～P66「子どもの未来応援団員スキルアップ研修」参照)
3、ワークショップ 「子ども達の背景を探る」
定員：50名 先着順

当該研修には、定員50名に対し50名以上の申し込みがあり、会場は熱気に包まれ、門真市長の激励の挨拶を皮切りに事業の進捗説明、見守りのスキルアップとして、子どもの状況から子どもの家庭環境などをどのように類推するかについて、大阪人間科学大学 山中徹二 助教に講演いただいた。

続いて、参加者が5名程度の班に分かれて、講演で学んだ内容を用いた課題への対応方法を検討し、課題解決を話し合うワークショップを行った。



2月2日スキルアップ研修の様子

◆子どもの未来応援団員スキルアップ研修 参加者の声

- 子どもよりもその生活環境に問題があり、それを類推する方法がわかった。
- 情報交換を行い、校区内のことでも知らないことが多くあり驚いた。
- 校区内の「応援団員」と交流でき、今後の活動につながりそう。

このスキルアップ研修において、「応援団員」の見守りスキルの向上や交流は図られたものの、今後、校区内でどのように「応援団員」が連携を行い、より良い活動に結びつけていくかの課題が浮かび上がった。

④ 応援団員の連携について

・第四中学校区子どもの未来応援団連絡会の設立

スキルアップ研修受講者が中心となり、応援団員の連携を深めて地域の見守り力を向上させる目的で、「門真第四中学校区子どもの未来応援団連絡会」が平成30年2月24日に設立された。

当日は、校区担当推進員がオブザーブ参加し、応援団員24名の参加があり、会則の承認、役員を選出などが行われ、今後の活動について確認が行われた。

この中で、「見守りの際、どこをみたらよいかポイントがわからない。」との意見が出され、このことについて同会で解決方法について検討していくこととなった。

・第四中学校区子どもの未来応援団連絡会定例会の開催

平成30年6月19日に第四中学校ランチルームにて、定例会が開催された。

主な議題としては設立会で意見の出された、見守りのポイントについてであり、これらの意見を取りまとめ、「見まもり」シートの作成のためワークショップを行い、様々な意見が出された。(P15参照)

・「見まもり」シートの完成と水平展開

定例会で出された意見をチームS SWからの福祉的視点の助言を踏まえてシートを完成させ、全応援団員に配布し水平展開を行った。



6月19日第四中学校区子どもの未来応援団連絡会定例会の様子

子どもの未来応援団員 「見まもり」 シート

平成30年7月

家の様子	①同じ洗濯物が何日も干しっぱなしである	
	②玄関まわりや家の中が散らかっている	
	③家が子どもたちのたまり場になっている	
	④家の中から大きな音や大人の怒鳴り声が聞こえる	
	⑤子どもの泣き声がよく聞こえる	
子どもの様子	⑥いつも同じ服装である	
	⑦いつも一人で遊んでいる	
	⑧家に帰るのをいやがる	
	⑨大人の顔色を気にしている	
	⑩一人または子どもだけでスーパー、コンビニにいる	
地域での様子	⑪いつも登校時間を過ぎて通学している	
	⑫夜遅くまで外にいる（家の前、公園など）	
	⑬子どもだけで外食している	
	⑭近所、地域との付き合いをしない	

「子どもの未来応援チーム」 電話 06-6902-6098



⑤ 子どもの未来応援コーディネーター及び推進員への研修

「コーディネーター」及び「推進員」のスキルの向上を目的として、次の2回の自主研修会を実施した。

◆スキル向上のための自主研修会

第1回 ケースへの対応シミュレーション

実施日：平成30年1月10日

場 所：市庁舎第7会議室

内 容：今後、「応援団員」からの情報提供が増加すると見込まれる中で、断片的な情報からどのようにして情報を整理し対応を検討していくかをシミュレーションし、検討した対応方法について発表を行った。

第2回 エコマップの作成方法

実施日：平成30年2月8日

場 所：市庁舎第7会議室

内 容：ケースを取り扱う際に用いる「ケースシート」を事業開始から状況に応じて改善を行ってきたが、ケース対象者の家庭環境情報を誤りなく共有するために、「ケースシート」に「エコマップ」欄を設けることになったため、その作成方法についてチームSSWから指導を受けた。

これらに加え、「推進員」が月に1回全員集まるチーム会議で、他事業との連携をスムーズに行うために、各担当課を招き事業内容についてヒアリングを実施した。

◆スキル向上のためのヒアリング

10月：保護課 子どもの健全育成事業担当

「子どもの健全育成事業」について

11月：学校教育課 子どもの悩み相談サポートチーム

「子どもの悩み相談サポートチーム」の活動について

12月：子育て支援課 家庭児童相談センター

「家庭児童相談センターと虐待事案」について

1月：チームSSW

「必要な支援につなげるための対応」について

2月：市社会福祉協議会 CSW

「コミュニティソーシャルワーカーの業務」について

(6) 事業を実施する中での課題と対応

① 支援を必要とする子どもの発見

課題	<p>貧困問題、特に相対的貧困は表面化しにくい問題であり、学校では業務内容が多様化し教員の負担が多くなっており正確に把握できない状況が見受けられ、支援が必要でありながらも見過ごされている子どもたちがいる。このような中で、支援を必要とする子どもを早期に発見するには、学校以外の生活範囲での見守りが必要となってくる。子どもの生活範囲は、家庭・学校・地域であり、この場合、地域に大きな役割が期待される。このため、本事業では地域の方が「応援団員」として、日常生活の中で子どもの見守りを行い、早期に子どものシグナルに気づき、連絡をいただくこととしている。しかし、地域といっても様々な場面・場所があることから、「応援団員」に対し、子どもたちの状況が見えやすく、わかりやすい場面・場所へ目を向けさせ、支援を必要としている子ども等の早期発見につなげる必要がある。</p> <p>事業開始当初は「応援団員」の登録数も少なく、地域において事業に対する認知度も低かったため、平成29年10月～12月の「応援団員」からの連絡は1件に留まった。平成30年1月には、登録者数は600名に達し、2月には「スキルアップ研修」を実施したことにより、応援団員同士の連携や推進員との距離が縮まり顔の見える関係となったことも関係し、徐々に「応援団員」からの連絡も増加してきた。</p> <p>また、応援団員数が1,000人を超えた平成30年度に入ってから連絡件数は18件であり、そのうち「応援団員」から寄せられた情報は12件となり、応援団員数の増加と事業の認知度向上によって連絡数が増加したものと推測される。</p> <p>しかし、報告会アンケートにおいても意見が出されたように地域において、本事業の認知度、とりわけ応援団員の証であるバッジの認知度は、まだまだ高いものとは言えず、この対策を行うことによって「応援団員」は地域や学校との連携がスムーズとなり、「子どもの未来応援チーム」に寄せられる情報の量と質の向上にもつながるのではないかと考える。</p>
対応	<p>支援を必要としている子どもを発見する方法として、地域で開催される子ども食堂等の居場所の活用が有効ではないかと考える。</p> <p>本市には「こども食堂連絡会」があり、市内の子ども食堂との情報交換がスムーズに行えることから、この連絡会の会議に出席し、本事業への協力を依頼するとともに、子ども食堂主催者及びスタッフに「応援団員」へ登録いただき、子ども食堂に来る子どもたちの中に支援が必要な子どもがいる場合は、連絡していただけるよう仕組化している。</p> <p>その結果、徐々に情報が「子どもの未来応援チーム」に寄せられるようになり、このことから「推進員」が、こども食堂の準スタッフ的立場で開催時に参加するなど、子ども食堂スタッフと人間関係を築きながら信頼を深めるとともに、支援が必要と思われる児童とも触れ合うことによって、その児童や家庭の困り感を聞き出し、支援につなげるよう活動を行っている。</p> <p>特に、子どもと過ごす時間の多い保育園、幼稚園、放課後児童クラブの職員に応援団員に登録いただき、業務の中で接する子ども及び保護者に対して見守りを行い、</p>

	<p>早期発見に努めてもらっているところである。</p> <p>また、「応援団員」の活動が促進されるよう、「推進員」が「応援団員」に電話連絡し、地域の状況や意見等を聴取した。その中で、「見守りの具体的な方法がわからない」等の意見を踏まえ、「応援団員」のためのスキルアップ研修を開催し、「応援団員」同士の交流づくりを行った。</p> <p>その結果、点在していた「応援団員」の活動が、見守りのネットワークとして広がりつつあり、とりわけ第四中学校区では「応援団員」有志が中心となり「第四中学校区子どもの未来応援団連絡会」が設立され、応援団員同士の連携を深めるとともに、問題点である「見守り活動をする際、どこをみればいいのか」について解決するため、同会定例会の中でワークショップを開催し、意見を集約し「見まもり」シートを作成することができた。</p> <p>このシートは第四中学校区のみならず「全応援団員」に送付され水平展開を行い、今後の「応援団員」からの情報提供に役立てられることが期待される。</p> <p>地域における応援団員バッジの認知度の向上については、今後、対応すべき課題として認識している。まずは現状を把握し、認知度向上について本事業の推進につながるのかも含めて検討を行っていききたい。</p>
--	---

② 学校等との連携

課題	<p>本事業における子どもや保護者への支援対応等に際しては、保護者の了承を得て行っている。そのための事前確認として、主に学校及び保育園等に「推進員」が赴き、情報共有を図っている。</p> <p>特に、学校との情報共有にあたっては、事業開始までに事業概要等を校長会で周知を行い、事業開始後は、「推進員」が各担当校を訪問し情報収集等に努めたが、個人情報取り扱いや本事業による役割分担に関する調整に時間を要した。</p>
対応	<p>本事業は「応援団員」が地域から収集する情報が中心であると想定するが、多くの子どもの情報を保有する学校との連携なくして効果をあげることは困難であるため、市教育委員会（学校）との協力体制を構築することが不可欠である。</p> <p>多くの学校現場で、教員は教育活動以外に様々な業務があり、新規事業の趣旨も十分には浸透しておらず、子どもに関わる相談窓口が増えることで混乱が起きないかなど懸念する中、本事業に対して慎重な姿勢であった。</p> <p>また、近年、個人情報の取り扱いが法的に厳重なものとなっており、学校の情報がどのように扱われるのか、漏洩の危険性がないのかなどを心配する声もあった。</p> <p>これらの懸念を取り除くために、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本事業実施による学校現場の業務が増大しないこと ②学校が保有する個人情報漏洩の恐れがないこと <p>を示すことが必要と考え、対応を行った。</p> <p>まず、①については、「推進員」は、学校が抱える問題のうち、市家庭児童相談センター及び学校ケース会議（スクールソーシャルワーカー対応案件）以外の問題に対して対応し、教員は、それらの問題について情報提供及びケース対象者への橋渡</p>

しを行うことが主であり、「推進員」が主に対応を行っていく旨の説明を行った。

次に、②については、門真市個人情報保護条例の規定に基づき、市教育委員会から市長部局へ情報を提供が可能となる「外部提供」の手続きを行った後、校長会で手続きの経過と併せて「コーディネーター」及び「推進員」の身分は地方公務員法第3条第3項第3号で定める市特別職非常勤であり、採用に際し、身分取扱書で守秘義務を課しているため、情報漏洩の危険性がないことの説明を行った。

学校によって差はあるものの、①及び②の結果、学校からの情報提供がスムーズになり、また、ケースの情報を取得するため、「推進員」が学校を訪れた場合も必要な情報を提供されるようになってきている。

その後の連携としては、支援を要する児童の保護者とのつながりを学校が行い、推進員が保護者に支援として関わることのできることを了承を取り、ケースを支援につなげていくことなどの連携を行っている。

また、学校の要請によっては学校で行われるケース会議に「推進員」が同席し、情報共有や対応方法の検討が行えるようになってきている。

今後は更に「応援団員」との連携方法について検討を行い、地域と学校の連携により、これまで発見されなかった支援を要する子どもの発見から見守りがスムーズに行えるよう進めていきたい。

③ 会議構成

課題	<p>本事業には4名の学識経験者に関わっていただき、関係者会議において必要に応じアドバイス等をもたらすこととしている。</p> <p>事業開始当初はケース数が少なく、全てのケースを拙速に関係者会議に上げていたこともあり、情報不足の状態での検討を行うことも多々みられた。</p> <p>また、全てのケースに関係者会議で対応することとしていたが、1か月に1回の関係者会議では、支援につながるタイムリーな検討が出来ず、現場への影響が懸念されるようになってきた。</p> <p>事業が一定、定着していく中で、学識経験者のアドバイス等を必要とする困難ケースが少数となっており、関係者会議のあり方を検討していく必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="316 1532 1348 1877"> <thead> <tr> <th>学識経験者</th> <th>所属等</th> <th>担当校区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山野 則子</td> <td>大阪府立大学 人間社会システム科学研究科 教授</td> <td>全体統括</td> </tr> <tr> <td>山中 徹二</td> <td>大阪人間科学大学 人間科学部社会福祉学科 助教</td> <td>二中校区 はずはな中校区</td> </tr> <tr> <td>酒井 滋子</td> <td>桃山学院大学 国際センター 講師</td> <td>三中校区 四中校区</td> </tr> <tr> <td>和田 一郎</td> <td>花園大学 社会福祉学部児童福祉学科 准教授</td> <td>五中校区 七中校区</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、庁内体制に関しては、「子どもの貧困対策検討委員会」を開催し、関係課と連携を行っている。</p>	学識経験者	所属等	担当校区	山野 則子	大阪府立大学 人間社会システム科学研究科 教授	全体統括	山中 徹二	大阪人間科学大学 人間科学部社会福祉学科 助教	二中校区 はずはな中校区	酒井 滋子	桃山学院大学 国際センター 講師	三中校区 四中校区	和田 一郎	花園大学 社会福祉学部児童福祉学科 准教授	五中校区 七中校区
学識経験者	所属等	担当校区														
山野 則子	大阪府立大学 人間社会システム科学研究科 教授	全体統括														
山中 徹二	大阪人間科学大学 人間科学部社会福祉学科 助教	二中校区 はずはな中校区														
酒井 滋子	桃山学院大学 国際センター 講師	三中校区 四中校区														
和田 一郎	花園大学 社会福祉学部児童福祉学科 准教授	五中校区 七中校区														

対応

ケース事案に機動的かつ迅速に対応するために、関係者会議の開催前に「コーディネーター」「推進員」「チームSSW」「こども政策課」で構成する「ケース会議」を開催することとした。

ケース会議は概ね1週間に1回の頻度で開催し、情報を収集し対応の方向性を決める中で、困難なケースについては、関係者会議において課題整理及びつなぎ先の検討を行うこととした。

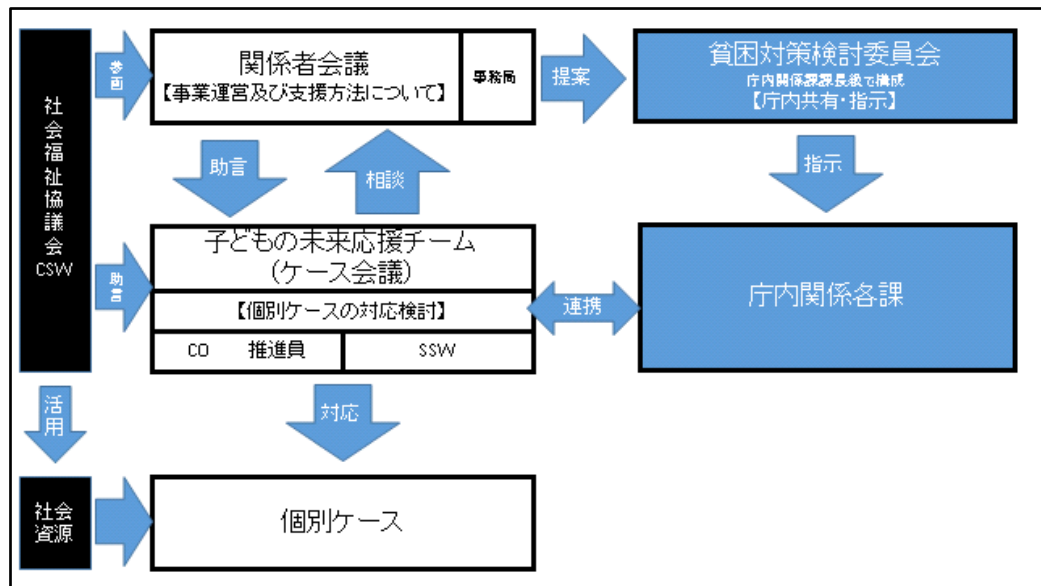
ケース会議の運営方法については「チームSSW」の意見を踏まえ、「子どもの未来応援チーム」でも話し合い、改善を繰り返している。

一つの例としてはケース内容の共通認識を確実にするため、「チームSSW」がホワイトボードを使用し相関図を書き込み、必要情報をまとめるなど内容の可視化に努めることを行っている。

ケース会議を繰り返すことにより、教員出身の「推進員」はソーシャルワークの知識が向上し、ケースシートを記入する段で見立てを行いケース会議に挑むことができるようになったことにより、ケース会議での議論はスムーズに行えるようになった。

関係者会議のあり方については、対応困難ケースへの助言から、支援のつなぎ先の検討及び事業課題への助言へと変更し、平成30年6月及び7月の関係者会議は、全学識経験者や門真市社会福祉協議会の「CSW」なども参加し検討を行った。

また、今後の応援団員組織化の参考となる事例として、堺市社会福祉協議会に依頼し「堺円卓会議」について講演をいただいた。



CO=子どもの未来応援コーディネーター
SSW=チームスクールソーシャルワーカー
CSW=コミュニティソーシャルワーカー

④ 支援へのつなぎ

課題	<p>子どもや保護者への対応は、ケースバイケースであり柔軟な対応が求められる。ケース事案の多くは、社会から孤立しているひとり親のケースが多く、推進員が「話を聞く」ことから人間関係を構築した後に「何に困っているか」を聞き出し寄り添っていくなどの対応を行っているケースが多い。</p> <p>一方で、どこかの時点で支援につながなければ、支援のタイミングが遅れたり、一つのケースに関わる対応時間が増大し、他のケースへの対応にも支障をきたすことが想定される。</p> <p>よって、つなげる支援について整理を行い、適切な時期に適切な支援につなげることができる仕組みが必要となってくる。</p>
対応	<p>支援方法については、様々なケースがあることを踏まえて、行政機関等が行っている支援について洗い出すとともに、ソーシャルキャピタル（社会とのつながり）の欠如からくる問題が多いため、子どもの居場所としての子ども食堂、また、NPO法人が行うひとり親に対する支援など地域資源の把握に努め、整理を行っている。</p> <p>また、支援につなげる時期については、ケース会議においてチームSSWの助言を踏まえながら、適切な時期を見定めるようにしている。</p> <p>併せて、ケース数の増加に伴い、現在の業務フローの適時改善を行うことにより、ムリ・ムダ・ダブりを省き、対応力を高めることを行っている。</p> <p>具体的な例としては、ケースシートの改善やケース会議の実施方法などがあげられる。</p> <p>ケースシートに関しては、随時改善を行っており、チームSSWの福祉的観点や実際にケース対応を行う「推進員」及び行政の支援方法等について、こども政策課なども意見を出し合い検討を行っている。</p>

(7) 事業成果と今後に向けて

① 事業成果

平成29年10月から実施した本事業は10か月を経て様々な効果がみられる。現時点での効果について記すが、事業開始から10か月しか経過しておらず、暫定的な効果であることをお断りしておく。

また、本事業が取り扱うケースについては文字通りケースバイケースであり、一概に数値化を行い、目標管理をすることが適切かどうかは賛否両論あり判断に至るには議論に時間を有する。

よって、この報告書では抽象的ではあるが直接的成果及び間接的成果に分けて報告させていただき参考にさせていただければと思う。

直接的効果	
1	応援団員登録数が増加するに伴い、「応援団員」から寄せられる情報提供数も増加し、平成30年度情報数は18件中12件が「応援団員」からであった。その中には潜在的なケースの発見に役立つことがあった。
2	これまで「子どもの未来応援チーム」が扱った72ケースのうち、28ケースを支援につなぎ、「推進員」の訪問等により家庭環境の好転などに導いている。

間接的効果	
1	応援団員の登録数が1,000人を超え、人口の約1%が子どものために活動する状況となったことで、地域で子どもを見守る気運が高まっている。
2	子ども食堂関係者や放課後児童クラブ指導員等が「応援団員」に登録いただいております、「推進員」との連携を深め、支援が必要と思われる子どもの情報が提供されるようになった。
3	庁内の連携体制について、「子どもの未来応援チーム」をハブとして、様々な関係機関が情報共有を行い、協力体制を築くようになった。

② 子どもの未来応援ネットワーク事業報告会

大阪府のモデル事業の委託期間が平成30年7月で終了することに伴い、応援団員を対象とした報告会を実施した。

なお、平成30年8月以降は門真市の独自事業として継続する。

事業報告会は、門真市長及び大阪府福祉部長の挨拶から始まり、事業報告や事例発表と併せて、今後の更なる見守り活動の推進をするために「restart」を合言葉として、今後の「応援団員」の連携及び見守り活動のスキルアップを目的とし、学識経験者として関係者会議に参加いただいている大阪人間科学大学 山中徹二 助教をお招きし、ワールドカフェ方式のワークショップを実施した。

実施日時：平成30年7月26日（木）午後7時～9時

会場：南部市民センター 1階 多目的ホール

対象：子どもの未来応援団員

内容：1、開会

2、主催者挨拶 宮本 一孝 門真市長

3、来賓挨拶 岸本 康孝 大阪府福祉部長

4、事業進捗説明 こども政策課職員

5、事例発表

第5中学校区推進員 「ケース対応例について」

第4中学校区推進員 「第四中学校区子どもの未来応援団連絡会について」

はすはな中学校区推進員 「こども食堂との連携について」

6、ワークショップ 「ワールドカフェ」

山中 徹二 大阪人間科学大学助教

7、閉会挨拶 内田 勇 門真市こども部長

参加者：80名



7月26日報告会 事業進捗説明の様子

報告会は80名の応援団員の参加があり、応援団員の意見を参考にする目的で、アンケートを行ったところ、次のような意見が寄せられた。

【参加者数80名 回答者数55名】

質 問	選 択 肢	回答数
子どもの未来応援団員として気になる子どもに気づいたことはありますか。	ある	31
	ない	23
気づいたことがある方は、子どもの未来応援チームへ連絡いただきましたか。	連絡した	19
	連絡していない	12
連絡いただけなかった方はなぜですか。 (複数回答可)	情報の正確さに自信がなかった	2
	連絡する時間がなかった	0
	連絡先がわからなかった	4
	連絡するまでもないと思った	5
	その他 ・子ども食堂から連絡してもらった ・チームに連絡したが不在だった	
子どもの未来応援団員の活動で困っていることがありますか。 (複数回答可)	見守り活動の方法がわからない	11
	一人で活動を行うのに抵抗がある	4
	推進員の顔が見えない。関わりがない	19
	忙しくて時間がない	3
	無回答	21
	その他 ・地域での応援団員の活動の知名度が低い ・困ったことなし	
子どもの未来応援団員の活動を行うにあたり、どのようなことがあれば良いと思いますか。 (複数回答可)	スキルアップ・子どもの見守りについで研修会	19
	応援団員が交流できる取組や場所	30
	他市や他団体の取り組みが知れる講演会	16
	無回答	8
	その他 ・応援団員バッジの知名度・着用率を上げる ・子ども110番のような啓発グッズ ・応援団員のLINE掲示板(情報交換)	
その他、お気づきの点についてご意見をお願いします。	・応援団員バッジの知名度を上げないと活動がしにくい。市職員が率先して着用すべき ・他校区の応援団員と交流でき励みになった ・my childrenからour childrenへ! ・子ども食堂の情報がほしい	

アンケートの結果、半数以上の「応援団員」は気になる子どもに気づいたことがあるが、「子どもの未来応援チーム」への連絡に至ったのは、更にその約半数に留まっている。

その理由としては連絡先がわからないや具体的な見守り方法の認識不足が原因と思われる、連絡するまでもないとの回答が多かった。

また、困っていることとしては、校区担当「推進員」との距離感があり、連携しにくいことや、見守り方法がわからないといった意見に加え、地域での「応援団員」の活動の知名度の低さが自由記載で回答された。

今後、この活動を行う際に求められるものとして多かったのは「応援団員」の交流が行える取組や場所であり、連携して見守り活動を行うことを求めていることがわかった。

また、前述の見守り活動の仕方がわからないとの意見が反映され、見守り方の研修会等の開催についても要望が多かった。

特筆すべきは「応援団員」の証である「バッジ」の知名度向上を求める声が多かったことであり、1,000名を超えた「応援団員」だが、「バッジ」の知名度は地域ではまだ低いことがわかり、それが「応援団員」の活動を行いにくくしている現状が明るみになった。

最後の自由記載意見でも、「バッジ」の知名度向上についての意見が多数出されたことや、この活動の標語として掲げられそうな「my childrenからour childrenへ！」との熱い想いがこもった意見も出された。

これらの意見から今後の事業推進にあたり課題とされているのは

- 1 校区担当推進員を含めて応援団員が交流できる取組や場所の設定
- 2 見守り方法等についての研修会の開催
- 3 応援団員バッジの知名度向上



に集約されるのではないかと考える。

8月からの「restart」を踏まえ「my childrenからour childrenへ！」の標語のもとに本事業を更に推進していきたい。



7月26日報告会 ワークショップの様子

3 学識経験者による全体評価

3月報告時点においても指摘したが、子どもの生活実態調査から導き出された結果に基づいて施策化し展開させた作業は、子どもの貧困対策の政策分野ではまだ新しいため、手探りであったと言わざるを得ない。

そのようななかで、現場レベルから政策につながるレベルまで（情報誌の作成、推進員や応援団の勉強会や交流会、ケース会議、連絡会議など）、さまざまに試行錯誤を繰り返し議論や方法を積み重ねられ、大きな変化を遂げられた。その成果は、非常に大きい。

取組単位となる市町村圏域である門真市と門真市を包括する圏域である大阪府という両自治体にとって以下の成果が見られたといえよう。

<門真市>

- ①市民意識の変革：子どもの貧困や見守る姿勢への関心の高まりをもたらした（応援団員1000人＝人口の約1%）
- ②社会的課題の認識の醸成：子どもや親そのものの課題ではなく、社会の課題として貧困をとらえることができる人々が増加した
- ③教育と福祉の連携の仕組みの形成：議論の末、ルールの形成に至った（個人情報の取り扱い及び学校配置SSWとの連携方法について議論を重ね協力体制を構築し、加えて、学校のケース会議に加わるなどの更なる連携も進んでいる。）

- ④社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカー（CSW）との連携の形成：関係者会議及びケース会議にCSWが参画することで地域の取り組みとの連動の可能性が広がった
- ⑤企業との連携の誕生：市町村という自治体単位で大手企業と仕組みを確立した
- ⑥市内での展開の可能性の広がり：交流会やワールドカフェ、自主勉強会によりグッドプラクティスがモデルになり取り組みに幅ができた
- ⑦市内の関係部局による仕組みの形成：関係者会議や流れなどを図にまとめどこから見てもわかりやすいフローを作成した

<大阪府>

広域行政の大阪府がモデルとしての市町村行政をバックアップしながら展開する大変ユニークな取組となった。

門真市への支援の取り組みに関わらず、門真市に留まらないように、大阪府が政令市も含め、各市町村に声をかけて報告や検討の場を作りだしたことは大きな意味がある。成果として、以下が考えられる。

- ①検討モデルの提示：事業責任者であるコアメンバーの大阪府子育て支援課、門真市教育委員会教育部長含むメンバー、こども部、こども政策課、アドバイザー（大阪府立大学等学識経験者）などで多角的にこの取り組みの意義や具体的推進方法などのすり合わせながら行うことの手法の提示。
- ②会議体モデルの提示：会議体として部局をまたがるメンバーによる会議とチーム内にCSW等現場レベルでの必要メンバーによる会議、そして個別学校区レベルによるケース会議など三層構造で実施することの有効性などを提示。
- ③現場レベルの広がる手法の提示：交流会、ワールドカフェ、勉強会、情報誌などどこでも使える手法の紹介になった

<今後の課題>

応援団は課題のある子どもを発見するだけが使命ではないはずである。見張り役が多くなることは、住民にとってすみにくい地域にも感じられるであろう。

導入は発見が色濃くなったかもしれないが、1000人の応援団が子どもや子育て世代に「温かい声をかける」地域にしていくことである。

そのような地域の中で非行や虐待など起こりにくくなる。今後は、予防的視点、つまり温かい声をかけ合える地域づくりに機能していくことを期待したい。

また門真市は、より市内全域に地域を交えた取り組みに展開していくために校区のさまざまな取り組み例を共有する場（例えば交流会）を全市域において定例でやることによって、各地に取り組みが広がり、子どもにとって過ごしやすい場が増えるであろう。

何かしたいが何をしたいかわからないというような人々にとっても共有する場があると参画しやすくなる。

大阪府は、自治体レベルで取り組み事例交流会を福祉部署に限らず、教育委員会と共有する場を作ることさらに展開することになるであろう。

そして府内市町村の課題になっている教育と福祉の協働の課題を超えやすくなる一歩を踏み出すことに期待したい。

いずれにしても共有の場づくりは、子どもの貧困対策の鍵となるであろう。

そして3月に挙げた課題（①チームが全体として、地域資源の把握と開発、ソーシャルワーク的に全体を展開することや機関や資源とつながることが重要であること、②市内の福祉、教育、保健などの役職者が入ったメンバー構成となる市内を全体化する合同会議と、実践者も全体が見える合同会議の2つを一緒にしたり、別々にしたりしながら設置すること）に向けて、熱心に丁寧にひとつずつ取り組み、さまざまな会議を重層化し、見える化、全体化したことで、確実に実践が一步踏みだされている。これらの取り組みに心から敬意を表するとともに、これらを完成させ、ますますの発展されていくことに期待したい。

（文責：大阪府立大学 山野則子）

4 各事例

(1) 地域の動き

事業開始時は、「応援団員」が個別に見守りを行っていたが、前述のスキルアップ研修後、「応援団員」による自主的な活動が生まれている。

門真第四中学校区では、「応援団員」有志により、平成30年2月24日に「門真第四中学校区子どもの未来応援団連絡会」が設立され、同校区内の見守りに関する情報共有やスキルアップを行っていくこととなった。

行政としては、同連絡会に校区担当の「推進員」がオブザーバーとして参加し、「応援団員」と「推進員」の顔の見える関係を構築し、地域の情報を行政に届けやすい環境づくりを行っている。

同校区をモデル地区として、「応援団員」同士のつながりによる情報量・質の向上に効果があるか、引き続き、確認を行っていく。

(2) 各事例

29ページからは、平成29年10月1日の本事業開始から平成30年7月31日までの「子どもの未来応援チーム」が対応した72ケースのうち、一部の個人情報等を取り除いた形で紹介する。

- ◆ 「子どもの未来応援チーム」に連絡のあった事案は、次の流れで対応を行う。
 - ① 「応援団員」から子ども等の連絡が入ると、市保護課、保護総務課、子育て支援課（家庭児童相談センター）及び学校教育課に照会を行う。
⇒照会の結果、すでにいずれかの所属が対応している場合は、情報提供に留める。
⇒いずれの所属も対応していない場合は、「子どもの未来応援チーム」が対応を行う。
 - ② 対応にあたっては、方向性を確定するために「ケース会議」を開催し、チームSSWの意見も交えながら検討を行う。
 - ③ 困難ケースに関しては「関係者会議」に相談を行い、学識経験者の助言も踏まえながら対応を検討していく。（平成30年4月まで）

事 例

◆ケース 1



本人データ	小学校低学年
連絡内容	「服装が気になる子がいる」との連絡
対応前	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭で子どもを育てており、親は仕事が多忙で子どもと関わる時間や家事をする時間もないため、子どもはほぼ毎日遅刻している。 ・過去、市家庭児童相談センターで関わっていた。
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを特定し、該当小学校に情報収集を行うとともに、関係各課へ照会を行う。 ・市家庭児童相談センターへ情報を提供し、協議した結果、「子どもの未来応援チーム」でも引き続きケースに関わることとなった。 ・親と連絡がつかない状態が続いているが、今後、学校と協力し親との接触を試みる。 ・また、ひとり親家庭支援策を提案することや、アウトリーチで子どもの相談相手になるなどの対応を検討している。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・「応援団員」からの情報提供は断片的であることが多く、正確な情報を得るまでに時間を要する。このタイムラグをなるべく少なくするよう、関係各課及び学校との連携について常に改善意識をもちつつ進める必要がある。
評 価	<p>「応援団員」からの情報は断片的であっても、素早く共有するシステムづくりが重要である。断片的な情報が多く集まるとより良い情報になることがある。多忙な親や児童に寄り添いつつ、アウトリーチでの対応を検討していることは評価できる。関係機関との連携を密にし、より良い対応をしていくことが今後の課題である。</p>

◆ケース 2



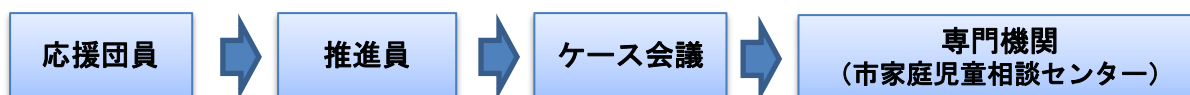
本人データ	小学校低学年
連絡内容	「子ども一人で夜遅くにコンビニで見かける」との連絡
対応前	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭で、親の仕事は夜遅くに終わるため、子どもは親が帰宅するまで一人で過ごしている模様。 ・放課後児童クラブに通っていたが途中退会した。 ・子どもが夜にウロウロしているのを地域でよく見かけられている。
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・当該コンビニのある校区の学校に情報収集を行い、子どもを特定し、関係各課へ照会を行った。 ・子どもは不登校もなく、遅刻も少ない。 ・今後は学校と協力し、アプローチの方法を考えるとともに、放課後の居場所の提供等についての支援策を準備し、子ども及び保護者と接触したときに提案できるようにする。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校では不登校など特に問題がないが、地域で気になることが発見されたケース ・地域からの情報を学校の情報と合わせて判断していくことが増加すると思われるため、学校との連携方法について検討する必要がある。
評価	<p>地域での発見を通じて、学校が把握できていなかった学校外での子どもの状況を学校に繋げることができた事例である。学校と連携して見守ることで、当該児童や母親の生活状況改善に繋がる情報提供を継続していくことが期待される。</p>

◆ケース 3



本人データ	高校生
連絡内容	「近所に住む子どもが不登校気味である」との連絡
対応前	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭 ・生活保護受給世帯
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「応援団員」から本人情報が提供され、関係各課へ照会を行った。 ・市保護課の「子どもの健全育成チーム」がすでに支援していることが分かり、市保護課への情報提供に留めた。 ・子どもは、支援の効果もあってか通学するようになり、卒業後の進路も決定しているとのこと。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本ケースはすでにほかの支援が入っており、その支援が順調に進んでいるものであった。 ・支援が入っておらず、情報がない場合を仮定すると、高校生が対象のケースは市教育委員会の所管を超えることから、今後このようなケースの場合の情報収集方法について検討する必要がある。
評価	結果的に他の支援が入っていたとしても、情報が入れば紹介をしていき、実態把握をしたことは評価できる。今後は、支援が入っていなかった場合なども想定し、情報共有やその対応方法についての共有理解が必要と考えられる。

◆ケース 4



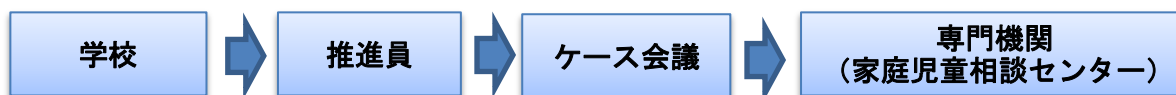
本人データ	小学校高学年
連絡内容	「毎晩、一人でいるので不安と言っている」との連絡
対応前	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭であり、親は仕事で朝が早く、帰りが遅いため、子どもは遅刻が多く、夕食は子どもが作り食べている模様。
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各課へ照会を行ったところ、市家庭児童相談センターが関わっており、これまでの情報を市家庭児童相談センターへ提供を行い、そちらが中心に関わることになった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市家庭児童相談センターが関わっている場合は、情報提供にとどめることとしている。 ・但し、ケースによっては「子どもの未来応援チーム」が引き続き支援を行うことが求められることもあることから、市家庭児童相談センターとその判断基準を一定明確化し共有しておけば、よりスムーズに支援につなげられるのではないかと考えている。
評価	<p>チームへの相談をきっかけにチームとして関係各所に確認をとったことから、当該児童に関係各所がどのように関わっているのかという情報が一元化された。関係各所と情報共有しながら連携して効果的な支援を行っていくための体制作りを引き続き行っていく必要がある。</p>

◆ケース5



本人データ	中学生
連絡内容	不登校（学校と保護者との関係が崩れているケース）
対応前	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもは不登校傾向
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・学校から「不登校の生徒がいるので関わってもらいたい」との依頼が「子どもの未来応援チーム」に寄せられる。 ・関係各課へ照会を行い、何れの支援も受けていなかったため対応を行う。 ・学校長の仲介のもと親の了承を得て「推進員」が家庭を訪問し、親からの聞き取りを行った。 ・数度の訪問により、親は「推進員」に心を開きだし、悩みを打ち明けてくれるようになった。 ・親も子ども達に進学させたい気持ちはあり、子どもに登校を促すようになり、当該児童を含めた子どもは登校するようになっている。 ・親も引き続き「推進員」に相談したいとの意向があるため継続して見守ることとしている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係を構築できた例であるが、訪問が長時間になるため、今後の状況も踏まえて対策を講じる必要がある。
評価	<p>「推進員」が学校と保護者の橋渡しをし、更に保護者の思いを汲み取ることで子どもの登校に結びついたケースである。学校外の支援者として子どもの再登校を優先せず、保護者の思いに共感し信頼関係を築いたことが、結果として子どもの登校に結びついたと思われる。</p>

◆ケース6



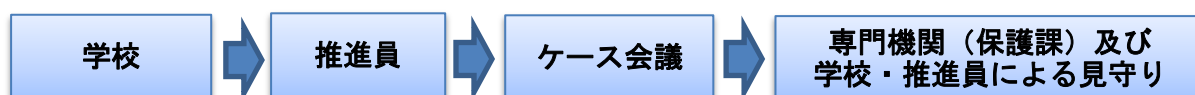
本人データ	中学生
連絡内容	不登校
対応前	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭であり、親は出張が多く家を空けることが多い。
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・学校から「子どもの未来応援チーム」へ相談が寄せられた。 ・関係機関に照会を行った結果、市家庭児童相談センターとも関わりがなく、生活保護の受給もないことが確認できた。 ・学校が12月初旬から現在に至るまで、家庭を訪れても当該子どもと会えたことがなく、関係者会議で議論した結果、注意を要するために市教育委員会へ報告するよう学校へ促すとともに、情報共有のため市家庭児童相談センターへも状況を報告した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校含め、子どもと全く連絡がとれないケースであり、時間をかけての見守りを検討していたが、注意を要するために市家庭児童相談センターへ通告することとなった。 ・今後、このようなケースが頻出する可能性があることから市家庭児童相談センター及び教育委員会学校教育課との連携を深める必要がある。
評価	<p>学校が本人と会えていないという情報をもとに、関係者会議で協議して通告したことは評価できる。ケースによってその背景は様々であるが、どの程度の情報でどこに通告するか、情報提供するかなどのシステム作りが今後望まれる。</p>

◆ケース7



本人データ	小学校低学年
連絡内容	「遅刻が多い子どもがいる」との連絡
対応前	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭 ・夜遅くまで子どもを連れて出かけ、生活リズムが乱れているため、子どもの遅刻につながっている。
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「応援団員」から当該子どもに対する連絡があり、学校からも「子どもの未来応援チーム」へ相談が寄せられた。 ・関係各課へ照会を行ったが他の支援は受けていなかった。 ・地域になじめておらず、生活等に関する相談相手がいない模様。 ・学校が保護者と「推進員」を引き合わせ、相談相手になることを提案し、定期的に面会することを約束した。 ・人間関係を構築した後に、支援につなげていく。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭で地域から孤立しているケース ・今回は「推進員」を受け入れてくれたが、拒否されるケースも多い。
評価	<p>保護者のニーズが表出されるまで、学校と「推進員」とが連携し見守っていたことが保護者からの相談につながったと思われる。「推進員」が主体となるのではなく、あくまでも保護者や子どもが、どうしたいのか、という部分に焦点を当てながら相談活動を行ったことが良好な関係性の構築に結びついた。今後は継続した見守りが必要と思われることから、地域との連携が求められる。</p>

◆ケース 8



本人データ	中学生
連絡内容	不登校
対応前	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭で生活保護受給世帯 ・小学校時から欠席数が多く、現在も不登校
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・学校から「子どもの未来応援チーム」へ相談が寄せられた。 ・関係各課へ照会を行ったところ、保護課の「子どもの健全育成チーム」がすでに支援しているケース。 ・担任が家庭訪問する際は面会ができ、本人は話し相手がほしい模様。 ・保護課の「子どもの健全育成チーム」がすでに支援しているが、協議の結果、学校、保護課、「子どもの未来応援チーム」が連携し、本人の心を開くために訪問を続けていく。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の関係機関が関わっていることから、効率的に対応を行えるように情報共有と意思疎通が必要。
評価	<p>学校からチームへ相談が寄せられたというのは、日頃の連携がうまくいっているという評価ができる。既に支援が入っているがより手厚く、効率的な支援が行われるように、情報連携を今後も継続して行っていく必要がある。</p>

◆ケース 9



本人データ	小学校高学年
連絡内容	不登校傾向
対応前	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭 ・保育園に通う兄弟がおり、兄弟が保育園を休む日は、当該子どもも学校を休み、家で面倒をみている模様。 ・それが欠席数増加につながっている可能性有。
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・学校から「子どもの未来応援チーム」へ相談が寄せられた。 ・関係機関に照会を行った結果、対応されていないケース。 ・学校に欠席の電話がなく、親と連絡がとれない状況 ・兄弟が通う保育園と連携し、親が兄弟を迎えに来る時に情報収集をし、学校、「子どもの未来応援チーム」と情報共有と登校支援体制を整える。 ・親が兄弟を登園させることが、厳しい場合は保育園職員が迎えに行き、それに伴って当該子どもが学校に登校した場合は、学習支援体制を整える。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「推進員」がハブとなり学校・保育園の協力を得てケースの対応に当たった。 ・対応の過程では、学校の提案により「推進員」が学校ケース会議にも出席し、情報共有がスムーズに運んだ事例でもあるが、すべての学校でこのように進められるように水平展開をすることが今後の課題である。
評価	<p>常日頃から「推進員」が学校等関係機関と積極的に連携していた地域である。このように、どの機関も関わっていないケースに関しては、情報共有と連携が素早く行われる必要があり、このケースはそれがしっかりできていた。</p>

◆ケース10



本人データ	幼児
連絡内容	こども食堂に来る親子が気になる
対応前	<ul style="list-style-type: none"> ・両親と幼児の家庭 ・会話をしているも親が精神的に不安定に思え、子どもへの接し方について気になったとのこと。 ・本児は保育園に登園している。
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・応援団員に登録しているこども食堂関係者から「子どもの未来応援チーム」へ相談が寄せられた。 ・関係機関に照会を行った結果、親の精神疾患のため複数の機関が以前から対応しているとのこと。 ・保育園にも聞き取りを行ったところ登園状況及び園での生活態度も良好であるとのこと。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が関わっているも、長期にわたり継続しているケースであることから、子どもを見る目を増やすためにこども食堂と保育園に見守りを依頼。 ・関係機関と情報共有し、対応が必要な時には協力する体制を整える。

* 平成30年5月以降は学識経験者による関係者会議において、個別ケースの相談をやめたので評価欄がありません。

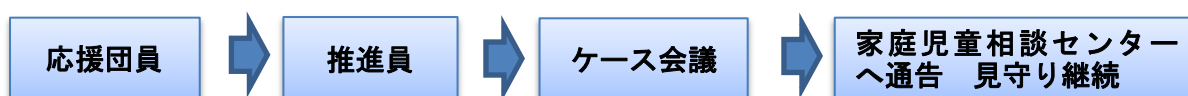
◆ケース 1 1



本人データ	小学生高学年
連絡内容	最近近所の子を見なくなった
対応前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援団員から「子どもの未来応援チーム」に情報が寄せられた。 ・ 関係機関に照会を行った結果、市家庭児童相談センターが関わっていたため、連携について協議の結果、本チームで家庭訪問等の見守りを実施することとなった。また、学校のケース会議に出席し情報共有を行うとともに、教育委員会への照会の結果、就学援助を受けていないことも分かった。 ・ 両親と兄弟の家庭 ・ 以前は共働きであったが一方の親が仕事を辞め、経済的困窮から両親の仲はよくないらしい。
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校を通して本チームが支援に入ることを親から了解を得た。 ・ 本児及び親と家庭訪問時に面会し人間関係を築き、ガスが止められるなど経済的に困窮していることを聞き出すことができた。 ・ 親に対し就学援助の申請を勧め、申請手続きを行った。 ・ その後、徐々にではあるが本児は登校している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市家庭児童相談センター及び学校と連携し対応を行っているが、経済状況の詳細な把握ができないなどが課題である。 ・ 本チームの機動力を活かして家庭訪問を繰り返すも、継続的に行うことは他のケース対応へも影響を及ぼすことから、対応の方法について課題が残る。

* 平成30年5月以降は学識経験者による関係者会議において、個別ケースの相談をやめたので評価欄がありません。

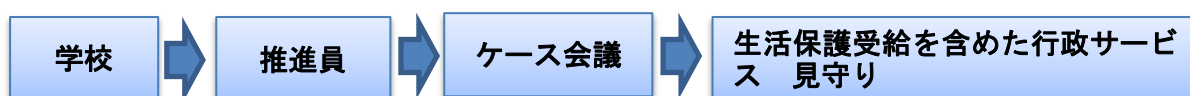
◆ケース12



本人データ	小学校低学年
連絡内容	こども食堂に来る子が気になる。
対応前	<ul style="list-style-type: none"> ・同居人と親と児童の家庭 ・子ども食堂に来る子が夜まで家に入れてもらえないとのこと。 ・土日はおにぎりを持たされ、外に出される模様。
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・こども食堂関係者の応援団員から「子どもの未来応援チーム」に情報が寄せられる。 ・関係機関に照会を行ったところ他機関との関わりはなし。 ・学校への聞き取りでは近隣トラブル等を把握しているとのこと。 ・同居人が本児に家のトイレを使用させない状況である。 ・また、親は同居人との子を妊娠している。 ・これらを受けケース会議を行った後に虐待の可能性あることから、市家庭児童相談センターへ通告。今後は家庭児童相談センター中心に対応する。 ・こども食堂には引き続き見守りをお願いしている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・親が出産時に入院することが予想されることから、その時の本児の安全を確保する必要がある。 ・今後は、こども食堂及び学校も連携して本児を見守り、家庭児童相談センターと情報共有を行うことが必要である。

*平成30年5月以降は学識経験者による関係者会議において、個別ケースの相談をやめたので評価欄がありません。

◆ケース 13



本人データ	小学校低学年
連絡内容	登校渋り 家庭環境問題
対応前	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭で複数の子どもの家庭 ・親が昼夜仕事をしているため、子どもに関わる時間がない。 ・家が子どものたまり場になりつつある。 ・親は地域に相談できる相手がいない模様
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・学校から「子どもの未来応援チーム」に相談が寄せられた。 ・関係機関に照会を行ったところ、どの機関も関わっていない。 ・学校を介して親から推進員が関わることの詳細を得た。 ・親は相談できる人がいないため、推進員が相談相手となり困り感を聞き出すことが求められている。 ・学校からの情報によると、親は家族にもっと関わりたいが生活のために仕事をしなければならず、どうしたら良いかわからないとのこと。 ・ひとり親家庭支援や状況によっては生活保護などの行政サービスにつなげることを検討。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・親が地域から孤立し相談相手がおらず、既存の行政サービスに関する知識も乏しい状況である。 ・生活保護の受給には抵抗があるため慎重に話を進める必要がある。 ・学校とも連携を行いながら進めていく必要がある。

* 平成30年5月以降は学識経験者による関係者会議において、個別ケースの相談をやめたので評価欄がありません。

【参 考 資 料】

子どもの未来応援ネットワークモデル事業

目的

- 支援の必要な子どもがもれなく救われるようセーフティネットを強化するため、「子どもの未来応援団員」を養成し、支援を要する子ども及び保護者の発見から支援の実施、見守りまでトータルでサポートするモデルを構築する。
- 地域住民や地域活動団体に事業に関わってもらうことで、子どもへの関心を高め、支援活動を活性化させ、子どもの健全育成を担う地域力の底上げを図る。

効果

- 地域人材の活用により、地域の子どもの関心が高まることで、支援の必要な子ども、その保護者の発見を容易にし、また、見守る風土が構築される。
- マンパワーの増加により、相談に来れない家庭の発見が可能となる。
- CSWの補充ができる。



門真市子どもの未来応援ネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)及び子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)の趣旨に基づき、門真市子どもの未来応援ネットワーク事業(支援を要する子ども及びその保護者の発見から支援の実施及び見守りまでを総合的に支援する体制を構築するための事業をいう。以下「事業」という。)を実施するために必要な事項を定め、支援を要する子どもがもれなく救われるようセーフティネットを強化することを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 支援を要する満20歳に達するまでの子ども及びその保護者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(子どもの未来応援チームの設置)

第3条 市は、対象者を支援するために、子どもの未来応援チームを設置する。

2 子どもの未来応援チームは、次に掲げる者をもって構成し、それぞれ当該各号に定める役割を担うものとする。

- (1) 子どもの未来応援コーディネーター 子どもの未来応援チームの中心的存在として、支援の方向性の決定、子どもの未来応援推進員の活動に対する指示等を行う。
- (2) 子どもの未来応援推進員 関係機関及び地域と連携し、対象者の支援を行う。

(子どもの未来応援チームの役割)

第4条 子どもの未来応援チームは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 対象者を発見するための情報収集
- (2) 対象者に対する支援
- (3) 地域で子どもの見守りを行うための体制作り
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に定める目的を達成するために必要な事項

(関係機関との連携)

第5条 子どもの未来応援チームは、前条に定める業務を行うため、関係機関と緊密な連携を図るものとする。

(関係者会議の設置)

第6条 市は、事業の実施に関し学識経験者等の意見を求めるため、関係者会議を設置する。

(守秘義務)

第7条 子どもの未来応援コーディネーター及び子どもの未来応援推進員は、業務を通じて知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 子どもの未来応援コーディネーター及び子どもの未来応援推進員は、個人情報の保護に万全を期すとともに、常に人権尊重の視点をもって業務の遂行に当たらなければならない。

(子どもの未来応援団員の役割等)

第8条 市は、対象者を早期に発見し、地域で見守りを行う体制を構築するため、子どもの未来応援団員の養成を行うものとする。

2 子どもの未来応援団員は、子どもの未来応援チームに対し、地域で把握した支援を要する可能性がある子ども及びその保護者に関する情報提供を行うとともに、地域で子どもたちの見守りを行うものとする。

3 子どもの未来応援団員は、活動を通じて知り得た情報を正当な理由なく子どもの未来応援チーム以外の第三者に漏らしてはならない。

(細目)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

【参考】門真市個人情報保護条例（抜粋）

（個人情報取扱事務の届出等）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、市の職員又は職員であった者に関する事務については、適用しない。

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を、当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 同一実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、保有個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の遂行に必要かつ不可欠のものであり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上の必要その他相当な理由があると認めるとき。

2 実施機関は、実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

3 実施機関は、実施機関以外のものに対し、通信回線により結合されたコンピュータ（実施機関の保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。）を用いて保有個人情報の提供をしてはならない。ただし、実施機関が、審議会の意見を聴いたうえで、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認める場合は、この限りでない。

【参考】門真市個人情報保護条例施行規則（抜粋）

（事務の届出）

第2条 条例第6条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人情報取扱事務の開始年月日
- (2) 根拠となる法令等（法令又は条例をいう。以下同じ。）の名称
- (3) コンピュータの利用の有無
- (4) 他の法令等による開示の有無
- (5) 委託又は公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるときの協定の締結の有無
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 条例第6条第1項の規定による事務の開始の届出又は同条第2項の規定による事務の廃止若しくは届け出た事項の変更の届出は、個人情報取扱事務届出書（様式第1号）により行う。

3 条例第6条第3項に規定する目録は、前項に定める個人情報取扱事務届出書を綴った簿冊とする。

（目的外利用等の記録）

第3条 実施機関は、条例第8条第1項ただし書の規定により個人情報を目的外に利用し、又は外部に提供しようとするときは、個人情報目的外利用等届出書（様式第2号）により、市長に届け出なければならない。

平成29年度子どもの未来応援ネットワーク事業(門真市)

子どもの未来応援団員養成研修

1

※ソーシャルワーク(社会福祉援助技術)とは？

人間の尊厳と変化の可能性への信頼に基づいて、

「問題」は人と環境との相互作用において生じると考え、その双方に働きかけて変化を促進させようとするもの。

子どもの場合、子どもの最善の利益、潜在的に持つ強さ(ストレングス)、可能性を信じ、多くの課題を抱えた子どもの支援には、子ども本人のみならず、学校、家庭、地域という子どもにとっての環境全体を包括的にみて、「『環境へ働きかけ』たり、関係機関等との『ネットワークを活用』したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく」(文部科学省:スクールソーシャルワークの定義(2008))

2

子どもの生活空間は、家庭・学校・地域

- ▶ 困窮度の高い子どもほど、生活空間が分断されている
 - (1) 家族が子どもの支援(教育)の場になっていない
 - (2) 放課後は「ひとりで」「祖父母や親戚と」いる割合が高い
 - (3) 保護者の地域での孤立
 - ←「地域社会に相談相手がいる」人のほうが、子どもが視野を広げ、知的好奇心を広げている



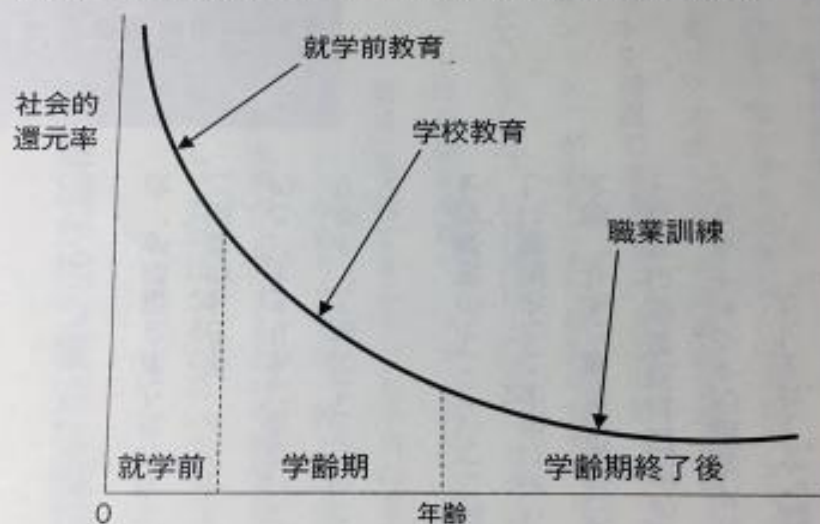
- ▶ 「顔が見える関係」へ
 - ▶ まずは挨拶、声かけから。ちょっとしたお節介から繋ぎへ
 - ▶ 家庭の役割を少しだけ地域へ
 - ▶ 子どもが世界を広げるきっかけに
 - ▶ 保護者が相談できる相手に

3

いつから支援を？

～イギリスとアメリカでの調査と分析より

図表1 ● 早期支援の重要性 / 年齢別に見た教育投資の還元率

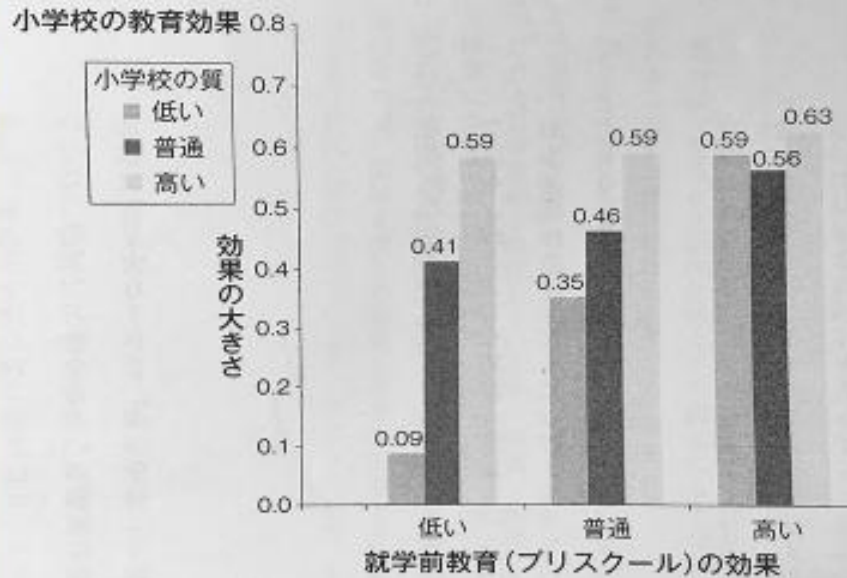


資料：エドワード・メルウィツシュ教授より

岩倉住治 2011 「地域調査から学ぶイギリスの子どもの貧困対策」『イギリスに学ぶ子どもの貧困解決』P29

4

図表2 ● 早期支援の重要性 /
就学前教育と初等教育の相乗効果・算数について

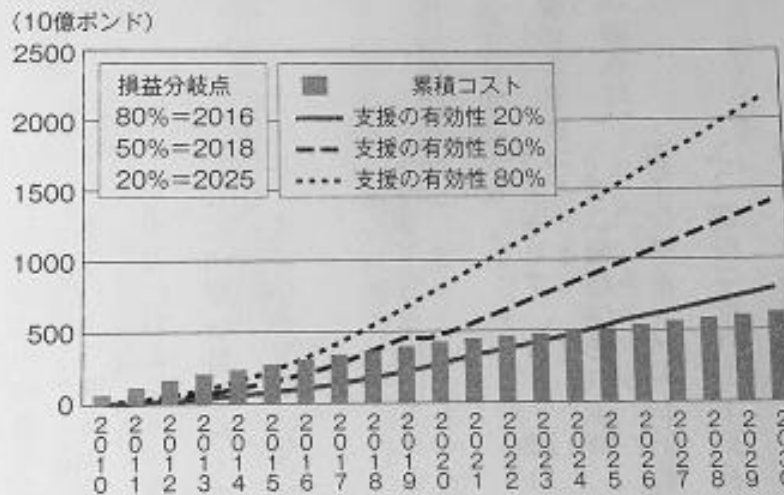


基準となる集団：就学前教育なし、かつ初等段階の教育効果が低いグループ
資料：同前

岩倉佳治 2011 「現場調査から学ぶイギリスの子どもの貧困対策」『イギリスに学ぶ子どもの貧困解決』P31

5

図表3 ● 早期支援のコストベネフィット /
支援の費用対効果に関する推定



注：支援が効果的であればあるほど、投下資本の回収がより効果的（大幅にかつ早期に）にできることを示すグラフ

資料：同前

岩倉佳治 2011 「現場調査から学ぶイギリスの子どもの貧困対策」『イギリスに学ぶ子どもの貧困解決』P32

6

ペリー就学前計画

1960年代に、3～4歳のアフリカ系アメリカ人に対し2年間にわたり、子どもの自発性を尊重した質の高い教育を実施。
学んだことを復習するよう促し、教師による家庭訪問や親を対象としたグループミーティングなどを行うことで、親の意識も変革。
⇒その後、約40年にわたって追跡調査。

教育を受けなかった人々に比べ、学歴、所得、持ち家率が高く、犯罪率も低い

幼少期に適切な教育を受けることによって養われた学習意欲がその後の人生に大きく影響

「非認知能力」(学習意欲、協調性や努力、忍耐、計画性など)の
決定要因の一つが「幼少期の家庭環境」(J.ヘックマン)

⇒幼児期に質の高い教育を受けることは、子どもの人生の可能性を豊かにする
＝より少ないコストで教育効果が期待できる

就学前から教育支援を行い、 支援を継続することが大切！

～非認知能力を育てるために～

☆好奇心を育てる

～社会的活動や体験、読書等によって、視野を広げる～

☆努力することを覚えさせ、忍耐力を育てる

～途中で諦めない、達成感を味わわせる～

⇒支援を受けようという「意欲」を持たない子どもに
いかにアプローチするかも重要

相談を受けたときには...

* 傾聴

- ▶黙って耳を傾けるだけでなく、積極的な関心を示す。
- ▶適切な相づちやうなずき、繰り返し。
- ▶自分の話より相手の話。
- ▶閉ざされた質問(答え方が決まっている質問)で初対面などの緊張をほぐし、対話のテンポを整える
- ▶開かれた質問(考えながら自由に答えられる質問)でコミュニケーションを深める

* 共感と支持

否定せず、寄り添う。小さな変化でもできることから。
肯定的な反応。一般化しない(一人一人のしんどさは違う)。

* 個人的情報やプライバシーを他所に漏らさない

* 一人で抱え込まない

～コーディネーターや推進員に繋ぐ。チームで考える。

9

出典：桃山学院大学 国際センター 講師
酒井 滋子

【参考】子どもの未来応援団員 スキルアップ研修

門真市子どもの未来応援ネットワーク事業

子どもの未来応援団員 スキルアップ研修

2018年2月2日(金)

大阪人間科学大学 山中徹二(社会福祉士)



児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

1. 平成28年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

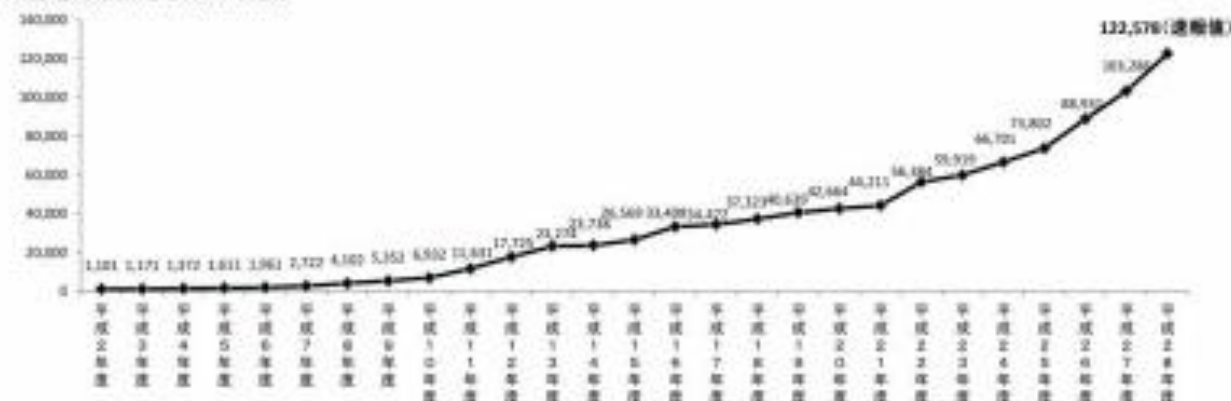
平成28年度中に、全国210か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は122,578件（速報値）で、過去最多。

※ 前年度比118.7%（19,262件の増加）

※ 相談対応件数とは、平成26年度中に児童相談所が相談を受け、種別方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

※ 平成28年度の件数は、速報値のため正確な数値が不明

2. 児童虐待相談対応件数の推移



年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (速報値)
件数	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,002	88,931	103,286	122,578
前年度比	-	108.9%	105.0%	103.8%	-	-	111.3%	110.6%	120.5%	118.1%	118.7%

注) 平成22年度の件数は、出生人口減少の影響により、低年齢を占めて集計した数値。

3. 主な増加要因

- 心理的虐待に係る相談対応件数の増加（平成27年度：48,700件→平成28年度：63,187件（+14,487件））
- 警察等からの通告の増加（平成27年度：38,524件→平成28年度：54,813件（+16,289件））

（平成27年度と比して児童虐待相談対応件数が大幅に増加した自治体からの聞き取り）

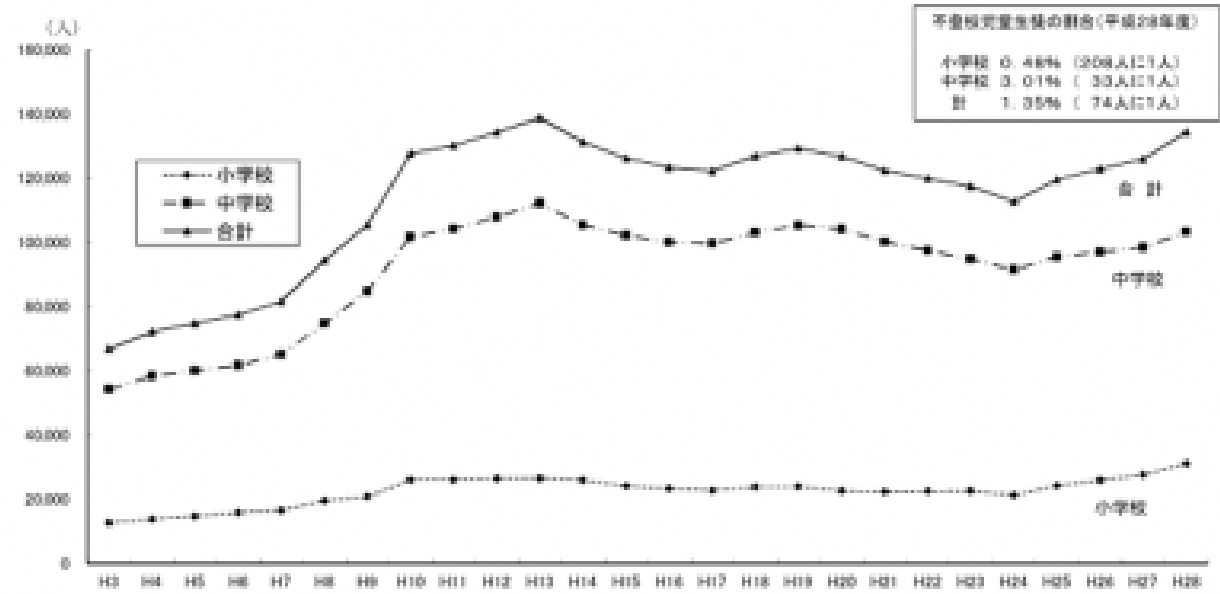
- 心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面談DV）について、警察からの通告が増加。
- その他、児童相談所全国共通ダイヤル（189）の広報やマスコミ報道等により国民や学校等関係機関の児童虐待への意識が高まったことに伴う通告の増加。

児童相談所での児童虐待相談対応件数(対前年度比較、都道府県、指定都市、児童相談所設置市別)

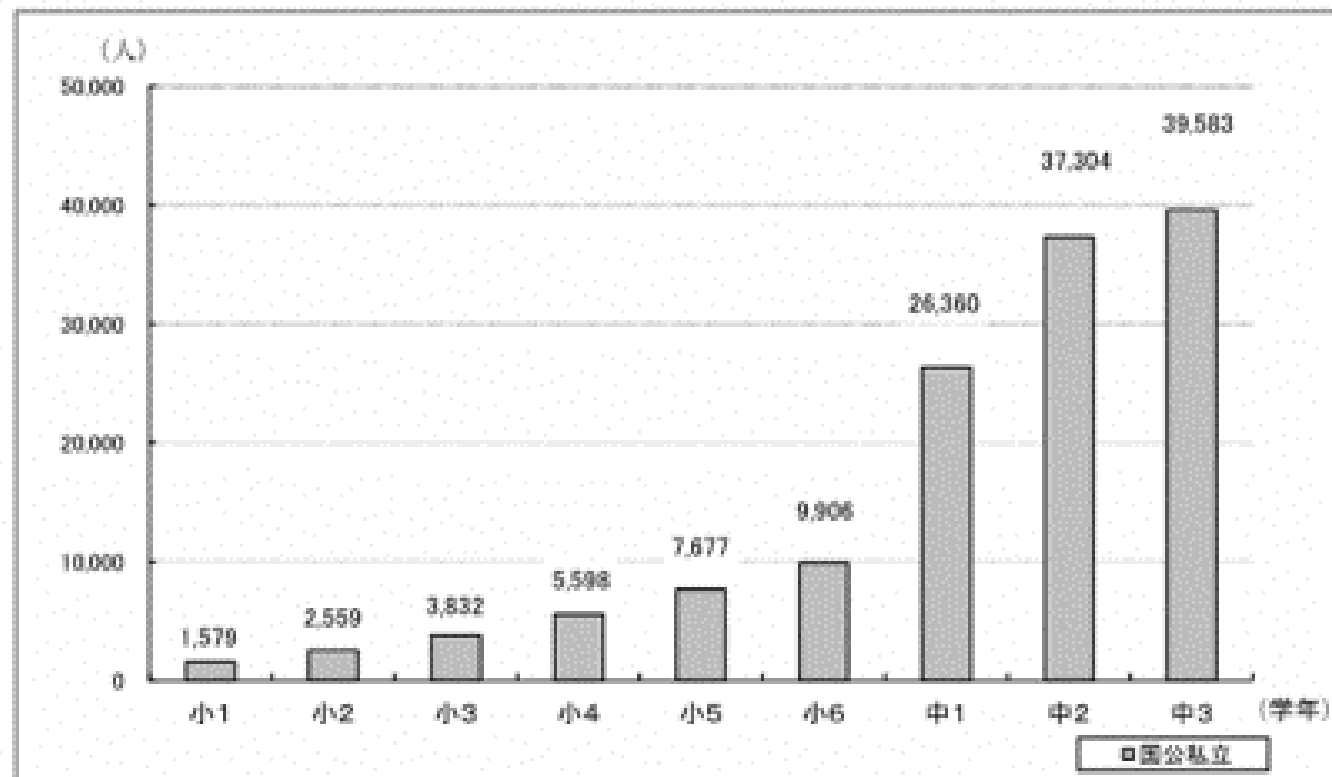
都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度増減割合	都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度増減割合
	平成27年度	平成28年度 (速報値)	対前年度 増減件数			平成27年度	平成28年度 (速報値)	対前年度 増減件数	
1 北海道	2,420	3,023	603	125%	38 徳島県	654	650	-4	101%
2 青森県	922	949	27	103%	37 香川県	780	859	79	110%
3 岩手県	589	942	353	160%	38 愛媛県	715	802	87	112%
4 宮城県	949	812	▲137	86%	39 高知県	279	291	▲88	77%
5 秋田県	452	419	-33	93%	40 福岡県	1,229	2,300	1,071	188%
6 山形県	379	320	▲59	85%	41 徳島県	227	275	48	121%
7 福島県	529	858	329	162%	42 高知県	485	665	180	137%
8 茨城県	1,260	2,028	768	162%	43 熊本県	486	520	34	107%
9 栃木県	959	1,116	157	116%	44 大分県	982	1,230	247	125%
10 群馬県	1,045	1,162	117	111%	45 宮崎県	715	631	▲84	88%
11 埼玉県	8,501	9,242	741	109%	46 鹿児島県	306	352	46	115%
12 千葉県	5,588	6,275	687	112%	47 沖縄県	682	712	30	104%
13 東京都	8,909	12,494	3,585	141%	48 札幌市	1,480	1,790	310	121%
14 神奈川県	2,713	4,105	1,392	153%	49 仙台市	649	742	93	114%
15 新潟県	1,020	1,240	220	122%	50 さいたま市	1,726	2,271	545	132%
16 富山県	368	629	261	170%	51 千葉市	1,181	1,125	▲56	95%
17 石川県	399	438	39	109%	52 横浜市	3,682	4,132	450	112%
18 福井県	262	310	48	118%	53 川崎市	2,244	2,086	▲158	93%
19 山梨県	742	978	236	132%	54 埼玉県	1,029	1,149	120	112%
20 長野県	1,261	1,908	647	151%	55 新潟市	418	602	184	143%
21 岐阜県	1,018	1,304	286	133%	56 静岡市	500	486	▲14	97%
22 静岡県	1,212	1,516	304	125%	57 浜松市	384	494	110	129%
23 愛知県	2,726	4,297	1,571	155%	58 名古屋市	2,282	2,747	465	120%
24 三重県	1,251	1,210	▲41	97%	59 京都府	812	1,185	373	146%
25 滋賀県	951	1,202	251	126%	60 大阪府	4,684	9,020	4,336	129%
26 京都府	1,183	1,581	398	134%	61 堺市	1,480	1,625	145	110%
27 大阪府	10,427	10,118	▲309	97%	62 堺市	302	1,400	1,098	363%
28 兵庫県	2,389	2,867	478	120%	63 岡山市	215	489	274	149%
29 奈良県	1,055	1,467	412	139%	64 広島市	1,182	1,414	232	119%
30 和歌山県	841	1,140	299	137%	65 北九州市	696	818	122	117%
31 鳥取県	87	84	▲3	97%	66 福岡市	542	826	284	152%
32 島根県	155	214	59	138%	67 熊本県	604	520	▲84	86%
33 岡山県	488	452	▲36	93%	68 横濱市	657	722	65	110%
34 広島県	1,890	2,068	178	109%	69 倉敷市	329	410	81	125%
35 山口県	285	351	66	123%	70 広島市	1,182	1,414	232	119%
71 全国	102,296	122,576	20,280	119%					

※指定都市、児童相談所設置市の件数は、都道府県の件数の外数である。

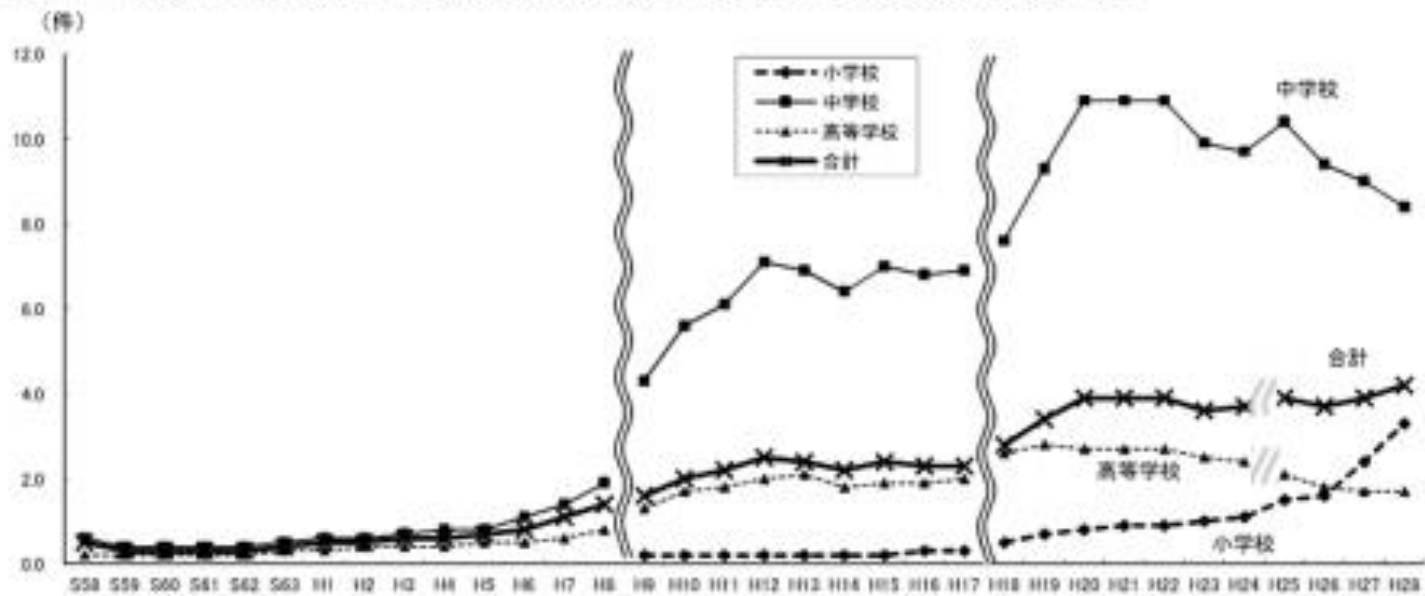
<参考1> 不登校児童生徒数の推移のグラフ



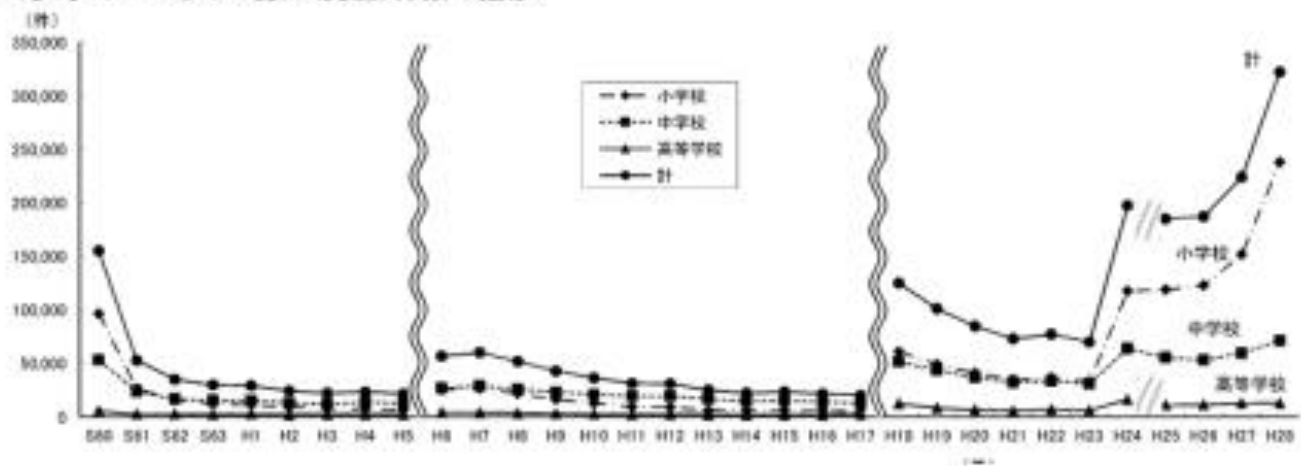
<参考3> 学年別不登校児童生徒数のグラフ



〈参考4〉 学校の管理下における暴力行為発生率の推移(1,000人当たりの暴力行為発生件数)



<参考1> いじめの認知(発生)件数の推移



ひとり親家庭の現状(世帯数)

ひとり親世帯数(母子世帯等調査)

25年間で、**母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍**

母子世帯数(注) **84.9万世帯** → **123.8万世帯** (ひとり親世帯の約85%)
 父子世帯数(注) **17.3万世帯** → **22.3万世帯** (ひとり親世帯の約15%)
 (昭和63(1988)年度) (平成23(2011)年度)

(注) 母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数
 なお、母子のみ世帯、父子のみ世帯の数は下表の通り

児童のいる世帯のうちひとり親家庭の割合(国民生活基礎調査)

※児童=18才未満の未婚の者

	昭和63年	平成6年	平成12年	平成18年	平成24年
児童のいる世帯 (a)	1,643万	1,359万	1,316万	1,250万	1,209万
母子のみ世帯 (b)	55.4万	48.3万	58.7万	71.7万	82.1万
b/a	約3.4%	約3.6%	約4.5%	約5.7%	約6.8%
父子のみ世帯 (c)	10万	8.4万	8万	10万	9.1万
c/a	約0.6%	約0.6%	約0.6%	約0.8%	約0.8%

8

ひとり親家庭の現状(就業状況)

ひとり親家庭の就業状況

	母子世帯	父子世帯	一般世帯
就業率	80.6%	91.3%	女性64.4% 男性81.6%
雇用のうち 正規	43.0%	87.1%	女性45.6% 男性80.1%
雇用のうち 非正規	57.0%	12.9%	女性54.4% 男性19.9%
平均年間 就労収入	181万円 正規:270万円 非正規:125万円	360万円 正規:426万円 非正規:175万円	平均給与所得 女性269万円 男性507万円

(出典)母子世帯・父子世帯は平成23年度全国母子世帯等調査、一般世帯は平成26年労働力調査、平成22年分民間給与実態統計調査

9

ひとり親家庭の現状(その他①)

ひとり親家庭の養育費受取率、進学率、相対的貧困率等

	母子世帯	父子世帯	全世帯
養育費の取決率 受取率	37.7% 19.7%	17.5% 4.1%	-
子供の進学率	高校等 :93.9% 大学等 :23.9% (+専修学校等(注1) :41.7%)		高校等(通信除く):96.5% 大学等(通信除く):53.7% (+専修学校(注2):70.7%)
生活保護受給率	14.4%	8.0%	3.22%
ひとり親家庭の 相対的貧困率	54.6% (2012年)	大人が2人以上いる 世帯の相対的貧困率	12.4% (2012年)

(出典)母子世帯・父子世帯は平成23年度全国母子世帯等調査 全世帯の進学率は平成26年度学校基本調査
生活保護受給率は平成24年度被保護者調査・平成24年国民生活基礎調査 相対的貧困率は平成25年国民生活基礎調査

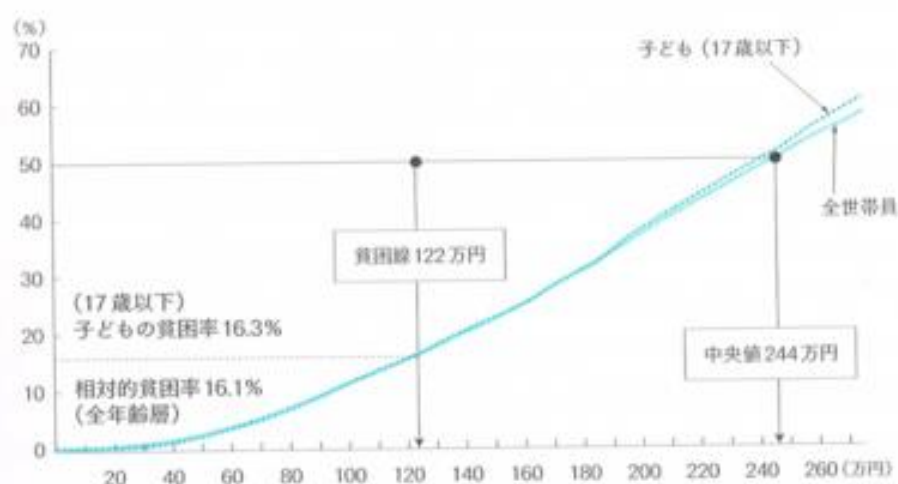
(注1)専修学校等＝専修学校(一般課程・専門課程)+各種学校
(注2)専修学校＝専修学校(専門課程)

(※)申請率(全世帯): 高等学校 1.7% (平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について)
大学・短期大学・高等専門学校 2.65% (平成26年「文部科学省 学生の申請進学や休学等の状況について」)

10

相対的貧困

図表1 等価可処分所得金額別にみた世帯員数の累積度数分布



出所：厚生労働省「平成25年版国民生活基礎調査」より、補足して作成

■絶対的貧困

「食べるものがなくて飢える」という状態
想定される水準は、「生活」というより、「生存」

■相対的貧困

その社会の一般的は生活様式や習慣によって決 まり、
「社会的、相対的に定義される『必要』」を欠く状態

子どもの貧困とは

■子どもが経済的困窮の状態におかれ、発達の諸段階に
おけるさまざまな機会が奪われた結果、人生全体に影響
をもたらすほどの深刻な不利を負ってしまうこと

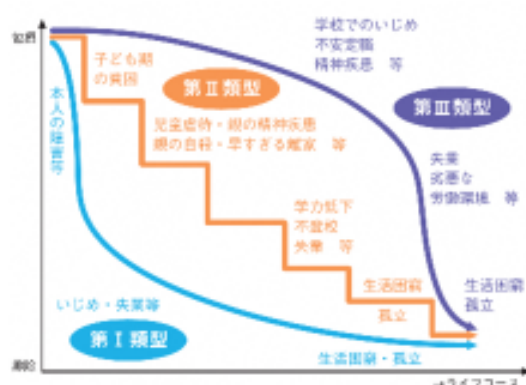
複合的困難と累積する不利、 チャンス・関係性を奪う

- 「お金がない」という問題は、経済的な次元を超えて、さまざまな不利と結びつく
- 基本的な生活基盤である衣食住、いのち・健康を守るための医療、時間的・心理的なゆとり、余暇活動・遊びにおける多様な体験、適切な養育・学習環境などにおいて、家庭の状況が大きく関係する
- 貧困は子どもに複合的な不利をもたらし、能力の伸長を拒み、希望を失わせ、可能性と選択肢を奪い、人や社会との関係性を断ち切っていく

社会的排除

- 社会的排除とは、物質的・金銭的欠如のみならず、居住、教育、保健、社会、サービス、就労などの多次元の領域において個人が排除され、社会的交流や社会参加さえも阻まれ、徐々に社会の周縁に追いやられていくことを指す。
- 社会的排除の状況に陥ることは、将来の展望や選択肢をはく奪されることであり、最悪の場合は、生きることそのものから排除される可能性もある。

社会的排除のプロセス：3つのパターン



第Ⅰ類型：
知的障害や発達障害などの「本人のもつ生きづらさ」で、最も早い時期に問題が表出する。

第Ⅱ類型：
子ども期の貧困や児童虐待などの「家庭環境の問題」で、子ども期に表出する。

第Ⅲ類型：
いじめや不安定就労などの「学校や職場の環境の問題」で、就労など比較的遅い時期に問題が表出する。

子ども期に経験する様々な困難さは、将来的な生活困難さに結びつく可能性がある
(例：高校中退、非正規労働、生活保護受給、住居不安定(ホームレス))

シングル・マザー、薬物・アルコール依存、結果としての自死)

⇒ 子どもの「今」と「将来」を見通した「支援」が求められる

16

地域や学校で求められる子どもへの視点

- 子どもの抱える問題や心配な状況には、必ず環境的な理由がある
- 子ども本人と環境との相互作用によって、子どもの心理や発達に影響が生じ、その結果として問題症状として表現される
(環境的課題→心理的or発達の課題→問題症状)
- 問題を改善するためには、環境改善が必要(調整、支援、指導、介入等)。心理的課題や発達の課題についても、環境要因がわからなければ効果的な対応はできない
- 環境要因とは、家庭環境(生育環境(時間軸の視点)、生活環境、親子関係、きょうだい、親族関係等、経済状態)、学校環境(先生との関係、友人関係、クラス・クラブ関係、勉強やスポーツ等での居場所)、地域環境(家庭と近隣住民との関係、子どもの習い事先での関係)などがある

地域や学校で求められる子どもへの視点

- 子どもと子どもを取り巻く環境に目を向け、「困っている子ども」がいることに気づくこと
- 抱え込まず、「相談」「協働」「チーム支援」へ
- 役割分担をし、必要な支援につなぐ
⇒ スクールソーシャルワーカーなどが支援をコーディネート
- 無いものは創る(ソーシャルアクション)

参考文献

厚生労働省 平成28年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>

文部科学省 平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

厚生労働省 ひとり親家庭等の現状について 平成27年度

「子どもの貧困ハンドブック」2016 かもがわ出版

内閣府 『社会的排除にいたるプロセス～若年ケース・スタディから見る排除の過程～』平成24年9月 社会排除リスク調査チーム 内閣官房社会的包摂室/内閣府政策統括官(経済社会システム担当)

摂津市学校教職員研修資料 平成29年度

門真市子どもの未来応援ネットワーク事業情報誌 vol.1

平成30年3月

◆応援団員養成出張研修◆

こども政策課では、地域における多くの見守りの目を確保するため、地域の集まりや各種団体の会議等に赴く出張研修を実施しています。

ご希望の方はこども政策課までお問い合わせください。

お問い合わせをいただいた際に下記のことについてお尋ねいたします。

①実施希望日時

(2～3候補日時の提示をお願いします。)

②実施会場

(依頼者様でご準備をお願いします。)

③参加人数

(10名以上の参加をお願いします。)

申し込み先

こども政策課政策G 電話 06-6902-6095

【応援団校区别登録数】

中学校区	登録者数
第二中学校区	88
第三中学校区	95
第四中学校区	115
第五中学校区	98
第七中学校区	57
はすはな中学校区	121
その他・市職員	111
合計	685

平成30年3月1日現在



応援団員バッジ

【見守り方法について】

応援団員の皆様には、学校以外での子どものシグナルを発見いただき、その情報を「子どもの未来応援チーム」へ連絡いただくことをお願いしています。名前はわからなくても、いつもその子を見かける場所や時間など、限られた情報でも結構です。

チームはその情報を元に学校はもとより、行政内の情報を収集し、その子どもの特定から家庭背景、困っていることを洗い出し、対応へとつなげていきます。

学校だけでは、困っている子ども達を全て把握するのは困難です。学校で発見されていない子ども達を発見するには地域のチカラ【子どもの未来応援団員】のチカラが必要となってきます。

早期に発見し対応するほど、その子どもの未来の可能性が広がります。子どもの未来、門真の未来のためにも是非、皆様のお力をお貸してください。

情報提供は、「子どもの未来応援チーム」へお願いします。

電話 06-6902-6098

【ケース事例について】

応援団員登録数も600名を突破し、応援団員からの情報が増加してきています。その中で、応援団員から情報提供のあったケースの一部をご紹介します。

この事例を参照いただき、

「どのようなことを情報提供すればいいのか」、

「情報提供の後どのように進んでいくのか」

と理解を深める一助になればと思います。

情報提供	「近所に住む子どもが不登校気味であるようだ。」
子どもの未来応援チームの対応	<p>情報収集を行った結果、この家庭は一人親家庭で生活保護受給世帯であり、応援団員の情報のとおり子どもは不登校気味であったことも判明した。</p> <p>行政内の情報を収集すると、すでに生活保護世帯の子どもの不登校を支援する「健全育成チーム」が支援しており、子どもは、支援の効果もあって通学するようになり、今後の進路も決定した。</p>

情報提供	「服装が気になる子どもがいる。」
子どもの未来応援チームの対応	<p>情報収集を行った結果、この家庭は一人親家庭で親は仕事が多忙であり、子どもと関わる時間や家事をする時間も学校への送り出しもできないため、子どもは、ほぼ毎日遅刻をしていた。</p> <p>学校は親と連絡がつかない状態が続いているため、「子どもの未来応援推進員」が親との接触を試み、一人親家庭支援策を提案することや訪問して子どもの相談相手になるなどの対応を行うこととしている。</p>

情報提供	「子ども一人で夜遅くにコンビニによく買い物に来ている。」
子どもの未来応援チームの対応	<p>情報収集を行った結果、この家庭は一人親家庭で親の仕事が多忙であり、帰宅は深夜になることがわかった。</p> <p>そのため、子どもは仕事が終わるまで一人で過ごしており、夜遅くに食事を買いに行っていた。</p> <p>学校と協力し、アプローチの方法を考えるとともに、放課後の居場所の提供等についての支援策を準備し、提案することとしている。</p>

【活動事例の紹介】

□1□ 子どもの未来応援団スキルアップ研修の実施について

事業を進める中で、応援団員の方々から「応援団員の交流の場の設定」や「見守り方法の研修」などを行った方が応援団員の活動の活発化につながるのではないかとのご意見が寄せられたこともあり、スキルアップ研修を下記の通り実施しました。

実施日時：	平成30年2月2日	金曜日	午前10時～11時30分
会 場：	門真市保健福祉センター	3階	多目的室
内 容：	1、事業進捗説明	こども政策課職員	
	2、講 演	大阪人間科学大学	山中徹二 助教
	3、ワークショップ	「子ども達の背景を探る」	

当日は定員いっぱいの50名の参加があり、門真市長の激励の挨拶から始まり、事業の進捗状況の説明の後、山中助教から「子ども達の背景を探る」とのテーマで講演いただき、子どもが発するシグナルから、その家庭環境等を類推するスキルについて学びました。

講演後に行ったワークショップでは応援団員同士が顔を合わせ、課題に対してどのように対応するかを活発に話し合いました。

終了後には、「同じ校区の応援団員と顔を合わせることができ、今後の活動につながりそうだ。」などの意見が寄せられ、今後の見守り活動の活発化につながりそうです。



□2□ 企業への応援団員養成出張研修について

門真市ものづくり企業ネットワーク会員企業である「大日運輸(株)」様よりご依頼をいただき、従業員向け出張養成研修を実施させていただきました。

当日は同社の従業員の方に加え、(株)出雲様の従業員も受講され、新たに17名の方が応援団員に登録されるなど、今後は地元企業の方々も一体となって、地域の子どものためにご協力いただけることとなりました。

今回のように、企業様からの出張研修にも対応いたします。ぜひご活用ください。

□3□ 門真第四中学校区「子どもの未来応援団連絡会」設立について

門真第四中学校区で「応援団員同士が、顔が見えて話せる場を作りたい。」との機運が高まり、平成30年2月24日（土）に、応援団員有志により、南部市民センターで「門真第四中学校区子どもの未来応援団連絡会」設立会が行われ、24名の応援団員が参加し、会則の承認などを行った後の意見交換では活発な議論が行われました。

最後に「せっかく集まったのだからみんなで自己紹介をしましょう。」との提案があり、参加者全員の顔と名前が一致する機会となり、地域で顔を合わせた時にコミュニケーションがとりやすくなったとの声があがりました。

□4□ 門真第三中学校区「春休み居場所づくり」の実施について

スキルアップ研修に参加した門真第三中学校区の応援団員有志が、「速見小校区内で春休み中に、いつでも子どもが集まれる場所を作りたい」との思いのもと「子どもの未来応援団員春休み居場所づくり実行委員会」を立ち上げ、自治会等の協力を得ながら、速見小校区内の自治会館や子ども食堂を会場として子どもの居場所を作り、地域で子どもの見守りを行っていくこととなりました。

また、この取り組みにつきましてはボランティアスタッフを募集しております。取り組みの概要及びボランティアの件については下記の連絡先へお問い合わせください。

問合せ先：実行委員長 中山 文寛 電話090-9284-5488

□5□ 門真こども食堂フォーラムの開催について

「家」・「学校」以外の子どもの居場所で注目されている「子ども食堂」ですが、昨年より門真でも取り組みが活発化してきています。このフォーラムでは門真市で子ども食堂を開催している方々の実践報告や意見交換などが行われます。

子ども食堂は本事業と連携を行い、支援が必要な子どもの発見から、居場所が必要な子どもへのつなぎ先など、多岐にわたる連携が可能です。お時間のある応援団員は是非ご参加ください。

日 時：平成30年3月21日（水・祝） 会 場：南部市民センター

主 催：門真市こども食堂連絡会 定 員：先着120名

申込先：門真市社会福祉協議会ボランティアセンター

電話06-6902-6453

門真市子どもの未来応援ネットワーク事業情報誌 vol.2

平成30年6月発行

●応援団員養成出張研修を実施中

地域における多くの見守りの目を確保するため、地域の集まりや各種団体の会議等に赴く「出張研修」を実施しています。ご希望の方はこども政策課までお問い合わせください。

お問い合わせの際は下記のことをお尋ねします。

①希望日時

(2～3候補日時)

②実施会場

(依頼者様でご準備ください)

③参加人数

(10名以上)

申込先 こども政策課 ☎06-6902-6095

●校別応援団登録者数

中学校区	登録者数
第二中	96
第三中	174
第四中	123
第五中	127
第七中	107
はすはな中	147
企業等	95
その他・市職員	99
合計	968

(平成30年6月20日現在)



応援団員の証
となるバッジ

●子どもの未来応援ネットワーク事業報告会を開催

昨年10月から本事業が開始され10カ月が経過しました。

7月末で大阪府モデル事業の委託期間が終了し、8月からは門真市の独自事業となることから、「**リスタート**」を合言葉に報告会を実施します。

内容は、推進員からのケース等の事例発表を行い、その後には見守り活動を更に活発化させるための意見交換や交流を深めるためにワークショップも開催します。

日 時 : 平成30年7月26日(木) 19:00開会 (開場18:30)
 会 場 : 南部市民センター ホール
 定 員 : 100名 (先着順)
 申込方法 : 7月2日(月)から下記へお電話ください (平日9:00～17:00)

子どもの未来応援チーム ☎06-6902-6098

スケジュール:

時 間	内 容
19時00分	開会 門真市長挨拶 大阪府福祉部長挨拶
19時10分	子どもの未来応援推進員よりケース事例の発表
20時00分	ワークショップ 大阪人間科学大学 山中徹二 助教

●ケース事例をご紹介します

応援団員から情報提供があったケースの一部をご紹介します。

提供内容	「遅い時間に登校している子どもがいる。」
チームの対応	<p>応援団員が声をかけたところ、本児は遅くまでゲームをしていて朝起きられなかったとの事。</p> <p>情報収集の結果、親が複数の子どもを育てるため、一定の収入が必要なことから、早朝から夜遅くまで仕事で忙しく、子どもと関わる事ができていないことがわかった。</p> <p>そのため、本児の生活リズムが乱れ、朝は親が送り出すこともできないこともあり、常態的に遅刻していることがわかった。</p> <p>今後の対応として、学校と協力し、子どもや保護者へのアプローチを行い、必要な支援策につなげていく。</p>

提供内容	「毎日同じ服装をしている子どもがいる。」
チームの対応	<p>応援団員から毎日同じ服装をしている子がいるとの情報が入り、情報収集を行った結果、親が複数の子どもを育てるため、一定の収入が必要なことから、早朝から夜遅くまで仕事で忙しく、家事をする時間もないことから、服装も同じになりがちであり、学校への送り出しもできず、子どもの遅刻が常態化していた。</p> <p>学校は親と連絡がつかない状態が続いているため、「子どもの未来応援推進員」が親への面談を試みた結果、親の了解を得て、本児らの登校支援を続けると同時に、本家庭に対して経済的支援を含めた必要な支援策を行政機関や学校と検討を行っている。</p>

●活動事例をご紹介します

1. 第四中学校区子どもの未来応援団連絡会定例会の開催

「第四中学校区子どもの未来応援団連絡会」設立後、初めての定例会が6月19日に開催されました。



第四中学校に会場をご提供いただき、40名の応援団員が参加し、年間計画の承認や校区内の事例発表などを行いました。

また、2月の連絡会設立会時において「子どものどこをみればいいのか、わからない」との意見が出されたため、「みまもりシート」を作成するためにワークショップを行い様々な意見が出されました。出された意見を精査し、完成した「みまもりシート」を

同封しますので、是非、見守り活動に役立ててください。

2. 子どもの未来応援団養成研修（出張研修）

①門真市清掃協議会

6月6日に同協議会に所属する清掃事業者（本市の一般廃棄物収集運搬許可業者）に子どもの未来応援団員養成研修を実施しました。



同協議会は門真市内の事業所等の一般廃棄物を収集運搬する清掃事業者の8社で構成されています。

同協議会所属の各社は、夜間から早朝にかけて廃棄物を収集運搬する為、見守り活動として人目につきにくい時間帯をカバーしていただき、子どもや保護者等のシグナルを早期にキャッチし、支援等へとつなげていくことへの一助として協力いただくこととなりました。

②ヤマト運輸株式会社（門真支店、門真南支店）

6月4日、11日に門真支店及び6月11日、15日に門真南支店の従業員及びセールスドライバーに子どもの未来応援団員養成研修を実施しました。



同支店には約50名のセールスドライバーが所属しており、早朝から夜間にかけて約30台の集配車が市内を走行し貨物の集配業務を行っています。

地域を熟知したセールスドライバーならではの見守り活動により、子どもや保護者等のシグナルを早期にキャッチし、支援等へとつなげていくことが期待されます。

●各中学校区の活動状況の紹介

中学校区	推進員	活動内容
第二中	米村 原田	学校と連携してケース対応を行うとともに、地域で登下校の見守りをされている方と情報交換を行うなど、地域での見守りが活発化されるよう取り組んでいる。
		ケース数：17
		出張研修実施：大和田校区青少年育成協議会
第三中	瀬戸 松本	校区内に3か所のこども食堂があり、その運営は応援団員が行っており連携を深めている。 また、こども食堂から提供される情報をもとに学校・幼稚園・保育園との連携を行い、ケース対応を行っている。
		ケース数：13
		出張研修実施：柳町園、古川園、門真小放課後児童クラブ
第四中	若松 大林	30年2月に「子どもの未来応援団連絡会」を設立し、第1回定例会を6月19日に第四中学校にて開催した。 連絡会で「見まもりシート」を作成し、他校区の応援団員にも共有した。
		ケース数：14
		出張研修実施：脇田保育園 砂子小、脇田小放課後児童クラブ
第五中	中野 谷名	登校支援を継続的に実施しているケースがあり、対応方法について社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーと協議を行い地域資源等の活用方法について検討を行っている。
		ケース数：11
		出張研修実施：第五中学校地域会議
第七中	伊藤 満永	応援団員の所属するNPO法人が、畑での耕作を通じて保育園等の子どもと交流を深める活動を行っており、当該法人と情報交換を行うなど、見守り活動が活発化されるよう取り組んでいる。
		ケース数：6
		出張研修実施：うちこし保育園、きたじま保育園 五月田小、二島小放課後児童クラブ
はすはな 中	寺下 宮崎	応援団員が運営しているこども食堂へ推進員も参加し、連携を深めている。日々の連携により支援を要する子どもの情報がスムーズに寄せられるようになり、ケースに対して迅速な対応を行うことができている。
		ケース数：8
		出張研修実施：みらい小放課後児童クラブ、

*出張研修実施箇所は抜粋

*ケース数は平成30年6月20日現在

大阪府子どもの未来応援ネットワークモデル事業報告書

平成30年 7 月

門真市